

『延喜式』卷十一「太政官」現代語訳（稿）

Modern Japanese Translation of Scroll 11 of the *Engishiki*, “*Dajonkan*” (Tentative)

KANBE Kouzuke

神戸航介

太政官研究の現状と課題

太政官は、律令国家の国政上の最高機関である。その成立過程や天皇との関係については、古代史上の重要課題とされ極めて厚い研究史があるが、二〇〇〇年代以降ほとんど状況が変わっていないと言っている。一方、八〇年代以降は太政官政務の形式に関する研究が大きく進展している。こうした状況を踏まえ、太政官式現代語訳を示すにあたり、その内容を理解する上で不可欠な論点を整理し、今後の具体的な課題を見いだそうとするのが本解題の目的である。なお延喜太政官式については、大隅清陽氏が律令太政官制と撰関期の間を埋めるものとして位置づけ、規定内容の体系化が試みられており〔大隅一九九一〕、本稿も多くを依拠している。

太政官の成立

太政官の官職名が史料上にあらわれ始めるのは天智朝であり、『日本

書紀』天智天皇十年（六七二）正月癸卯条には、太政大臣、左大臣、右大臣、御史大夫の四つの官名が見える。これは近江令官制によるものとする見解が有力であったが、現在では単行法令によるものと見る向きが強い。

その後、『日本書紀』天武天皇七年（六八七）十月己酉条に「大弁官」が初見する。この時期の太政官機構と大弁官がいかなる関係にあったかについては見解が分かれているが、主要な論点により「太政官―大弁官並列説」と、「太政官―大弁官直結説」に分類できよう。「並列説」については、まず八木充氏が、大弁官は太政官に所属せず太政官と併存したとの見解を示し〔八木一九六三〕、ついで早川庄八氏が、天武朝においては制度上天臣は存在せず、太政官は納言のみで構成されていたとした上で、事務伝達・集約を任とする大弁官とそれぞれが天皇に直属する特殊な時期として天武朝官制を位置づけた。関連して、大宝令に存在した勅符が、中務省や狭義の太政官を経ず、弁官のみを経て発せられたとし、天皇は弁官のみを経由して諸国に直接命令を発し、これが大宝令勅

符に繋がるとした〔早川一九七二〕。一方、「直結説」では、野村忠夫氏が、天武朝大弁官は太政官の下に置かれ、後の太政官事務機構につながるものとし〔野村一九六九〕、さらに吉川真司氏が、大弁官が集約したものを太政官が審議し奏上するという上下関係にあったと想定している〔吉川一九八八〕。

両説とも決定打を欠くが、吉川氏によって大宝令勅符が天皇から議政官を経て弁官符として発せられたことが明らかにされ〔吉川一九九四A〕、早川氏の論証の一部を崩したことで、「直結説」が優勢となつていようである。ただし、大隅清陽氏が明らかにしたように、令制下の弁官機構は、財政や執務空間などのあり方から強い独立性が認め得るのであり〔大隅一九九二〕、これが大弁官の性格を継承したものとすれば、「並列説」が成立する余地も十分にある。一方、この時期の納言の具体像については不明な点が多いが、少納言尋常奏の形態や、内裏閣門参入における少納言の役割などが重要な論点となる可能性がある。

淨御原令官制では、太政大臣・左右大臣が置かれたこと、納言が大・中・少の三つに分かれたこと、弁官が左右に分かれ、大・中・少弁官が置かれたことが史料上確認され、このとき弁官が太政官に組み込まれたと推測される。また、三納言の職掌も令制とは異なり未分化であったようである〔早川一九七二〕。

以上の如き前史のもとに大宝・養老令太政官制が成立する。ここでは太政官所属官人は大きく三つの部門に分けられる。第一は議政官であり、太政大臣一人、左右大臣各一人、大納言四人（養老令では二人）、中納言三人（令外官）、参議八人（令外官）を定員とする。その職務は国政審議と上奏（論奏・奏事）であり、また中納言以上は太政官符・太政官牒の発給の事にあたった。第二は少納言局であり、少納言三人と外記（大外記二人・少外記二人）、史生一〇人からなる。少納言は尋常奏（便奏）と外印請印が主要な担当政務であり、外記は公卿直属の書記官であ

る。第三は左右弁官局であり、大弁・中弁・少弁各一人、左右大史・小史各二人、史生一〇人、官掌二人、使部八〇人、直丁二人が左右それぞれに配属される。その職務については後述する。

弁官の位置づけを含む太政官の四等官構成については、職員令の職掌による四等官と、獄令25公坐相連条に規定された四等官構成との齟齬をめぐり議論があった〔石尾一九六二〕〔柳一九七五〕。この議論はその後の太政官制研究に必ずしも継承されておらず、立ち消えになった感があるが、二〇〇六年に公刊された北宋天聖令が新たな論点を提示できように思う。当該条文に対応する北宋天聖獄官令宋21は、諸史料より大部分が唐令の字句を保存していると考えられる。本条は長官―佐職―主典の分類を示すが、流外官・品官も「行署文案」をすれば公坐相連制上は主典の扱いとなるように、公坐相連制の運用を補助するものという性格が強い。一方日本では冒頭に「公坐相連」の字句は冠するものの、四等官分類の原則の明示に主眼があると見られる。したがって太政官の四等官分類も当時の現実の位置づけに対応するものであったのだろう。

政務形態の変遷

太政官政務については、その具体像の解明がかなり進んでいる。諸司諸国の上申案件はまず弁官が受理するが、弁官の判断で処理できない場合に、弁官が大納言以上に上申し、その判断を仰ぐのであり、その政務を「政」という。八世紀には朝堂において行われ（朝堂政という）、それぞれの諸司が朝堂の座において処理した案件のうち、上申事項があれば弁官庁（暉章堂）に申し出る。ここで公卿が位記・度縁などへの請印や、三省申政とよばれる特別な公卿聴政、そして弁官による申政を行った後、弁官局・少納言局がそれぞれの事務を処理するという流れであった。

三省申政とは、弁官がとりまとめる弁官申政と異なり、中務省・式部

省・兵部省の官人が、公卿に対してそれぞれに案件を読申する政務であり、吉川真司氏の整理によれば、各官人が弁官に引率されて聴政に参会する引率型と、弁官に引率されることなく案件を読申する直申型がある〔吉川一九八九〕。引率型は官人の賜祿、直申型は考選・叙任に関する案件においてとられた作法であり、官人の処遇に関する特殊行政のための手続きであると吉川氏は評価している。ただし実際には、朝使の帰朝報告も三省申政引率型と同様の手続きによってなされていたのであり、三省申政がなされる案件を官人の処遇に関するものと整理するわけにはいかない。あるいはかつての大弁官・六官・朝使それぞれと太政官の関係性に由来するものとも思われるが、なお今後の検討課題である。

右のような政務形態が、長岡・平安宮の時代になると、朝堂院と内裏が分離し、天皇の日常政務の場が内裏の紫宸殿に移行する。これに伴い朝堂政は形式化し、官人の日常政務の場は各曹司庁へと移行し、朝堂院は即位礼や朝賀など儀式の場となった。この結果、朝堂政は朝堂院東隣の太政官曹司庁での公卿聴政である官政へと移行する。さらに嵯峨朝における内裏儀式の拡大により、朝堂院儀式の一部が内裏へと移動したが、公卿は「内弁」として行事を執行することとなった。延喜太政官式によれば、大臣と大納言が殿上の行事を監督する立場として活動している。中納言・参議も行事所的な部局を上位から監督するなど、九世紀には公卿は儀式参加者の中心となっていくのである。延喜太政官式で公卿が参加するとされる祭祀では、宮廷祭祀では祈年祭・月次祭、神今食、鎮魂祭、新嘗会、大祓、宮廷外の祭祀では伊勢例幣、大忌・風神祭、春日祭、大原野祭、菌・韓神祭、平野祭がある。これらは主に奈良時代後期から平安時代初期に公祭化したものであり、公卿の内裏伺候⇨侍候官化に対応した現象とされる〔大隅一九九〇〕。

こうした公卿の動きに対応し、弘仁年間頃には、外記も内裏へと進出する。右に述べたように、祭祀や節会の場で公卿による行事監督が行わ

れるようになるが、それにともない外記は行事参加者の把握が重要な職掌となり、外記も儀式参加者として内裏に進出していくことになるのである〔古瀬一九八四〕。外記は公卿や少納言の補佐として儀式に参加し、内裏諸儀式を記録することによりその顧問に備えた。補任帳の外記への送付は、五位以上官人が文書によって把握されるようになったことを示しているだろう。こうした太政官機構の内裏進出に伴い、弘仁年間に、外記候庁で行う公卿聴政「外記政」が成立する〔橋本一九八一〕。

弁官の変質

議政官・外記の活動が以上のように展開していく一方、弁官の性格にも変化がみられる。令制弁官の職掌は、受付・処分という、諸司・諸国の案件の受理・集約、事務処理が基本的なものであった。これに加えて重要なのは、弁官には、三省申政（引率型）にみたように、政務や儀式の場で所司官人を統率・監督する機能がある。この機能は和訓で「アドモヒ」と呼ばれ、官物出納や御薪といった政務に象徴的に遺されているが、令制以前のマエツキミを代表する存在としての弁官のあり方を継承したものであり、マエツキミによって分掌されていたツカサを引率し事務的に統括するという、七世紀後半の弁官の性格を遺した、弁官本来の政務であると位置づけられる〔大隅一九九二〕。

これらの弁官の機能が、律令制の展開に伴い変質していく。弁官の職務の場は朝堂院の弁官庁（弁官殿）と、朝堂院の外にある弁官曹司（太政官曹司庁・弁官庁）であったが、朝堂政から官政・外記政へと政務の場が変化していくのに対応し、弁官政務は毎月朔日・四日・十六日のみへと減少していく。八省の機能が先例によって処理される必要最小限のものへと縮小されるにつれ、受付・処分の機能が形骸化していくのである。また八省の機能低下により弁官の引率機能も低下し、日常政務は上卿―弁―史の命令系統に基づく行事執行へと移行し、行事所の成立に

至る。

さらに公卿の内裏進出に対応し、弁官は参議が大弁を兼帯することで内裏伺候するようになり、一〇世紀には殿上弁も出現する。大弁は弁官局の日常政務から離脱し、中少弁が受付処分を維持していくことになる。彼らとて殿上弁として内裏に進出していき、所々の別当としてそれらを指揮することとなる。

弁官の内裏進出に伴い、新たな弁官の執務空間として結政所が生まれ、公卿聴政前の文書整理としての結政と呼ばれる政務が行われた。結政は諸司・諸国の上申文書を、公卿聴政に先立って史が弁に提出し、これを弁が確認するという政務であり、この文書が外記政へと持ち込まれる。さらに後には南所申文、陣申文と、聴政の場が移っていく。ここで処理される案件は多岐にわたるが、季禄・時服・馬料・月料・要劇料・大粮といった給与の支給など、ルーティン的な業務については、申請諸司の文書を長例符（先例）と勘会して支給し、増減がある場合のみ弁官の裁許を請うというように、事務手続きが簡略化されていったらしい（『類聚三代格』要劇月料事所取齊衡三年（八五六）十月七日太政官符）。先例の反復により経常的庶務の受付・処分は歴史的角色を終え機能を低下させていったと言える。ただし九・一〇世紀に実質的な意味を持った代表的な案件として交替事務があり、延喜太政官式でも多くの分量が割かれている。また大粮申文や不堪佃田申文など、地方支配に関する特定の案件については後に儀式化する。これらは太政官による地方支配を象徴するものであったのだろう。

付属機関

最後に、延喜太政官式には、太政官の付属機関に関する規定が多く含まれているので、付属機関について整理しておきたい。

付属機関のうち、最も古い歴史を持つのが太政官厨家である。律令

国家の官司の中で太政官は唯一独自に運用する財源を有しており、養老田令11公田条によれば、公田を賃租して得た価（地子、古記・弘仁主税式・延喜主税式によれば収獲の二割）を太政官に送り、その雑用に充てることになっている。弘仁式では「太政官」に送るとあるが、延喜式では「太政官厨」に送ることとされている。諸史料から天安・元慶の交に太政官厨家による地子管掌が始まったと橋本義彦氏が述べている（橋本一九七六）。厨家は少納言・弁・外記・史各一人が別当として、また太政官・左右弁官史生各一人が預とされ、一年を年限とし、二月の列見の後に交替することとされた。永観三年（九八五）正月十三日宣旨を初見として案主も置かれている。太政官の厨房として官人に対する供膳を行うのみならず、地子・交易物の収納や列見定考禄等の支出関連業務など、太政官の財政機能を担っていた。

太政官の厨房としての機能の様子がうかがえるのが、列見や考定、位記召給、郡司召、任国造儀といった、太政官曹司庁で催される太政官主催の行事である。これらの行事は、『西宮記』等の儀式書によれば、下宿司人による庁舎の鋪設、行事開始前の尋常政、外記から上卿への式宮の提出、行事終了後の饗宴（饗宴の間に申文あり）といった共通の要素を有している。このうち饗宴部分に注目すると、列見・定考は朝所という太政官正庁北東の施設で行い、太政官厨家が供膳を担当するが、位記召給・郡司召・任国造儀の場合は、侍従所（南所）に移動し、侍従厨という機関が供膳を担当する。侍従所・侍従厨の饗は外記政の成立により生じたものであると考えられ、それ以前は太政官曹司庁での官政と太政官厨家が供する朝所饗が日常的な形態であり、列見と考定にのみ古い形態が残されたのである。太政官厨家と侍従厨がいかなる関係にあったかは不明な点が多いが、日常の給食機能は侍従厨へと移行していっただろう。ただし、九世紀末から一〇世紀初めにかけて厨家の地子収納機能はむしろ強化されていく。厨家は大臣大饗の財源供給や列見考定禄の支給

方法である俸料官符の発給といった職掌を新たに付加されていくように〔渡邊二〇〇五・二〇一〇〕、官司としての太政官への官人の結集を財政的に支えた機関であったと位置づけられるだろう。

次に官文殿(官底)は、弁官局の文書事務部門であり、太政官西南隅にあった。文殿は毎年太政官が発給する官旨・官符の正文・草案、行事記文などを収蔵する。また、先例を勘申して陣定・弁官申政の参考とした。外記文殿(局底)は、外記日記の筆録、官符官旨案の書写・成巻、先例勘申を職掌とし、左右文殿の公文は史一人が永く勾当、左右史生各二人が預として毎年二月まで担当した〔下向井一九八九〕。

この官文殿は太政官で作成された文書の保管だけでなく、諸国からの四度公文の勘会においても重要な役割を果たしたらしい。延喜太政官式139公文進官条・延喜民部式上31頁調使公文条などによれば、四度公文は弁官の外題を得た後文殿に下される。外題には受理日が書かれ、国の使者が文殿に赴き、担当官司に下される。一方『朝野群載』卷二十七諸国公文下によると、十二世紀段階では、二寮済事に託して四度公文を作成してもらい、その後一度集めて雑掌解文を作成し、官文殿に付す。官は外題した後雑掌に返却し、雑掌解文を民部省に付し、省が外題した後雑掌に返却し、再度二寮に付す、といった流れになっている。これを参考にすれば、十二世紀までに形式化する以前は、官文殿で外題↓民部省に提出↓二寮へといったルートをとったと考えられ〔政事要略』卷五十七交替雑事(雑公文)所収長保三年(一〇〇一)十二月二十五日宣旨などに実例がある)、律令制下の弁官の受付機能が、文殿の外題へと集約されたのであり、諸国上申文書の窓口として機能したと評価できよう。こうした機能は十世紀後半以降、訴訟における文書審査や申文における先例続文の作成といった形で、国家機構を支える構造の一部となっていく。

さらに、これらの太政官関連官舎の修繕組織として造館舎所が置かれ

ており、延喜太政官式によれば、少納言・弁・外記・史各一人が別当として、史生・弁官史生各一人が預として配置される。

以上の諸機関の職員は、太政官式によれば二月の列見の日に交替・任用がなされていたことが知られる。ただし『撰集秘記』二月十一日列見所引の弘仁式によれば、弘仁式ではこれら付属機関の職員の交替は毎年八月一日ないし正月であったらしい〔鈴木二〇〇九〕。八月一日は考定の日にあたり、本来は考定の後に太政官諸機関の人事を行っていたと考えられる。先に列見と考定にのみ古い太政官政務のあり方が残されたことを見たが、両行事は太政官官人の結集にとって特別な意味をもったと推測されよう。

以上、太政官式をめぐる研究状況を整理し、数点の課題を指摘してきた。本稿で提示する現代語訳は、もとより多分野協働研究に資する素材の提供を企図したものであるが、太政官制研究の進展に寄与できれば、望外の喜びである。

【凡例】

- 1 本稿は『延喜式』卷十一「太政官」の現代語訳である。
- 2 原文として土御門本を底本とする本誌別掲の校訂文を用いた。
- 3 訳文中の字体は、原則として本誌別掲の校訂文に従った。
- 4 式名・条文番号・条文名および(1)、(2)といった小見出しは、本誌別掲の校訂文に従った。
- 5 各条冒頭には、条文内容の把握の一助として条文概要を付している。
- 6 語句注等は、本文のみで簡便に読み進めていける訳文とするため、付けていない。訳出が困難な語句は原文のまま表示して適宜ルビを付し、可能な限り補足的な説明を挿入するほか、逐語訳が困難な箇所では意識で対応した箇所もある。

7 校訂文で示された鼈頭の標注は訳していない。

8 訳文中の〈〉は、校訂文の注(底本の割書)を表している。

9 尺寸(長さ)・斗升(容積)・斤両(重さ)といった度量衡は訳していない。

※メートル法への換算値については、参考までに虎尾俊哉編『訳注日

本史料 延喜式』(上・中・下、集英社、二〇〇〇年・二〇〇七年・

二〇一七年。以下、補考を含め訳注本と略述)が採用している正倉

院伝来容器の計測結果等に基づいた数値を以下に示す。

・長さ…一尺Ⅱ約二九・七センチメートル

(二丈Ⅱ一〇尺Ⅱ一尺Ⅱ一〇寸)

・容積…一升Ⅱ約八〇〇ミリリットルⅡ約〇・八リットル

(二斛Ⅱ一〇斗Ⅱ一〇〇升Ⅱ一升Ⅱ一〇合Ⅱ一〇〇夕)

・重さ…一斤Ⅱ約六七四グラム

(二斤Ⅱ一六兩Ⅱ一兩Ⅱ四分Ⅱ一分Ⅱ六銖)

10 本稿は、神戸航介が下訳を行い、小倉慈司・神戸航介・清武雄二が取りまとめた。なお、下訳の作成に際しては、国立歴史民俗博物館内にて、以下のメンバーで内容・語句についての検討を行っている(五〇音順、敬称略)。

井上正望・神戸航介・清武雄二・篠崎尚子・戸村美月・古田一史・

山口えり・渡部淳寛・渡邊美紗子

【太政官式現代語訳(稿)】

延喜式第十一

太政官

1 庶務案

【案文概要】

中央諸官司・諸国の上申文書を弁官が太政官に報告する規定

【現代語訳】

中央諸官司・諸国が決裁を求めて上申してきた政務案件の文書は、弁官がすべて受理・審査した上で太政官に報告せよ。史が諸司の案件を読み上げる際には、所定の官司の順番に従え。もし複数の案件を報告する場合は、神事関連のものを先にせよ。神事関連の文書を読み上げる史は凶事のものを読み上げてはならない。天皇(中宮・東宮も同じ)の生年と同じ干支の日、および朔日・巳の日・亥の日、月の五行と日の五行が重なる日もまた凶事の文書を読み上げてはならない。

2 庶務申官案

【案文概要】

政務案件の上申手続きに関する規定

【現代語訳】

弁官が政務案件を太政官に申告する際には、もし大臣がいない場合は、中納言以上に申告せよ。重大な案件はそのつど天皇に申告して決裁を仰ぎ、それ以外は先例に従い太政官で判断せよ。官人の勤務評定・叙位候補者を集計した目録の読み上げや、六位以下の位階の証書への押印を申請する場合には、中務省・式部省・兵部省は、弁官を経由せずに直接太政官に申告せよ。中務省が衣替え手当ての数量等を申告する場合や、式部省が親王家の家庭教師や親王・官人家の家政機関職員、および辺境官

人の護衛官を任命したり、諸国に派遣する使者を選定する場合も、同様に太政官に直接申告せよ。

3 申政条

〔案文概要〕

中央諸官司が弁官を経由せずに直接太政官に政務案件を報告する際の規定

〔現代語訳〕

中央諸官司が弁官を経由せずに直接太政官に政務案件を報告する場合は、事前に外記げきに通知せよ。

4 時刻条

〔案文概要〕

弁官が太政官に政務案件を報告する際の時刻に関する規定

〔現代語訳〕

弁官が太政官に政務を報告する際の時刻は、三月から七月は辰三刻、九月から正月までは巳二刻、二月・八月は巳一刻とせよ。

5 朝堂政条

〔案文概要〕

季節ごとの政務の場所に関する規定

〔現代語訳〕

官人の政務は、みな朝堂院ちやうどういん内の政庁で行え。ただし三月・十月は十一日と二十一日のみ政庁で執務し、それ以外の日と正月・二月・十一月・十二月はそれぞれの官庁で政務を行え。

6 諸司諸国申政条

〔案文概要〕

上申された政務案件の決裁に用いる言葉に関する規定

〔現代語訳〕

中央諸官司・諸国が上申してきた政務案件の文書を弁官局内で審査する際には、史しが文書を読み上げ、それに対し弁べんは口頭で処分を傳達せよ。その後ただちに史は、文書を上申した中央諸官司・諸国の官人に対して「よし」と言い渡せ。

7 受事条

〔案文概要〕

弁官が管轄でない文書を受理した場合の規定

〔現代語訳〕

左右弁官局のある官人が太政官の執務する庁舎に赴き指示を受ける際に、もし左弁官の管轄事項を右弁官が受けたり、右弁官の管轄事項を左弁官が受けたりした場合は、それぞれが連絡を取り合ってその事項を共有せよ。ただしその場合でも指示を受けた弁べんがその業務を実行せよ。

8 弁官牒式条

〔案文概要〕

弁官局から少納言局へ文書を送る規定とその書式

〔現代語訳〕

(一)
左右弁官は、それぞれ天皇への上奏案件や、押印を請求する文書および駅鈴えきざい・伝符でんぷの請求・返却に関する項目について目録を作成し、少納言に送れ。少納言・外記げきはこれらを実施した旨を記録して弁官に傳達せよ。これらの業務に用いる書式は以下の通り。

(2)

弁官から少納言に送る文書の書式

左弁官（右弁官もこれに準じる）

某国の国司から提出された、調庸および中男作物等に関する帳簿若干通式部省から提出された、諸官司の官人に職位給を支給するための文書一通

兵部省から提出された、同前の文書一通

以上若干通は、上奏してください。

(3)

某国の正税帳を提出するための使者「官・位・姓・名」が提出した若干刻の駅鈴一個

某国の守「位・姓・名」が赴任した際に与えた若干刻の伝符一枚

以上の駅鈴一個・伝符一枚を返却します。

(4)

某国に通知する、正税帳を提出するために京に参上し任務を終えた使者「官・位・姓・名」が帰国するための文書一通、および若干刻の駅鈴一個

某国に通知する、「位・姓・名」を守に任じるための文書一通、および若干刻の伝符一枚

民部省が某国に通知する、「官・位・姓・名」に食封じきふを与える文書一通

以上の三通について、天皇御璽てんのうぎよじの押印および駅鈴一個・伝符一枚を請求します。

(5)

民部省・宮内省に通知する、諸官司の某月の食料を支給する文書一通

民部省に通知する、某季からの租税を徴収・免除する文書一通

以上の二通について、太政官印の押印を請求します。

(6)

上奏文書および駅鈴・伝符の返却・請求、および押印を請求する文書は以上の通りです。

年月日 左史「位・姓・名」が文書を送付します。

左弁「位・姓・名」

9 少納言牒式条

〔条文概要〕

少納言局から弁官局へ送る文書の書式（前条の続き）

〔現代語訳〕

(1)

少納言から弁官に送る文書の書式

某国の国司から提出された、調庸および中男作物等に関する帳簿若干通式部省から提出された、諸官司の官人に職位給を支給するための文書一通

兵部省から提出された、同前の文書一通

以上若干通は、某日に少納言某が上奏しました。

(2)

某国の正税帳を提出するための使者「官・位・姓・名」が提出した若干刻の駅鈴一個

某国の守「位・姓・名」が赴任した際に与えた若干刻の伝符一枚

以上の駅鈴一個・伝符一枚は、某日に少納言某が受理しました。

(3)

某国に通知する、正税帳を提出するために京に参上し任務を終えた使者「官・位・姓・名」が帰国するための文書一通、および若干刻の駅鈴一個

某国に通知する、「位・姓・名」を守に任じる文書一通、および若干刻の伝符一枚

民部省が某国に通知する、「官・位・姓・名」に食封じきふを与える文書一通

以上の天皇御璽てんのうぎまじを要する文書三通については、某日に少納言某が押印および駅鈴一個・伝符一枚を請求しました。

(4)

民部省・宮内省に通知する、諸官司の某月の食料を支給する文書一通
民部省に通知する、某季からの租税を徴収・免除する文書一通

以上の太政官印を要する二通は、某日に少納言某が押印を監督しました。

(5)

以上の通り業務を終えましたので、ご確認ください。

年月日 外記「位・姓・名」が文書を送付します。

少納言「位・姓・名」

10 任僧綱条

〔案文概要〕

僧官を任命する規定および辞令の書式

〔現代語訳〕

(1)

中央の僧官を任命する際には、弁官が事前に式部省・治部省にその旨を
通達せよ。任命を行う当日は、天皇の使者である参議せんぎ（宣命せんめいの文書を持たせる）、および少納言・弁べん・式部省しきぶしょうの輔すけ・治部省じぶしょうの頭かみそれぞれ一人が僧官の役所（事前に座を設ける）に赴け。天皇の使者である参議は宣命の文書を少納言に渡せ。少納言は受け取って座につき、宣命を読みあげよ。終了後、天皇の使者らは帰還し（もし天皇の使者を派遣しない場合は、上記の儀式を行わずに直接僧官を任命する旨の文書を治部省に下達する）、その後太政官が僧官組織に辞令を通達せよ。辞令の書式は以下のとおり（詳細は儀式書を参照）。

(2)

太政官が僧官組織に通達します。

某位某を、ここに僧正に任命する。

右の一人を、右のとおり任命します。

天皇の命によると、以上のとおり僧正某に通告せよ、とのこと。ここに文書をもって通達します。通達が届いたら文書に従って下さい。

年月日 外記「位・姓・名」が文書を送付します。

大納言「位・姓」

11 内外印条

〔案文概要〕

案件による印の区別

〔現代語訳〕

太政官が諸官司・諸国に下達する文書には、内容に応じて天皇御璽てんのうぎまじなしし太政官印の押印を請求せよ。詔書の頒下、神社の登録、出家・還俗の承認、官人の定員の増減、駅使・伝使の派遣および駅鈴えきすいの交付、諸国および地方にある諸官司への赴任、五位以上官人の畿外への出行、兵庫の武器の出納、正税の消費、租税の徴収・免除対象の変更、租税の品目変更、国家の財物（諸国の財源を用いる場合は天皇御璽、中央財源を用いる場合は太政官印）・公地・封戸・様々な田地の賜与、稲穀の移送、公民の戸籍への登録・本籍地の移動・改姓、外国人の帰国、天皇の馬に関する事案、郡・駅えきの設置・廃止、流罪以上の判決、禁止事項の通達、賤民身分の解放。これらの案件に関する文書は、天皇御璽を請求せよ。その他は太政官印を請求せよ。省が押印を請求して国に下達する文書もこれに準じることとせよ（民部省の文書、治部省が国分寺の僧侶の死亡による欠員を補充するための文書、宮内省の采女に関する文書は、みな天皇御璽を請求する）。

12 請印文案

〔案文概要〕

押印を請求する文書の合計紙数が多い場合の規定

〔現代語訳〕

少納言が奏上する、押印を請求する文書は、計五〇紙を超える場合は、通常の手続きを経ず内々に奏上せよ。

13 請内印文案

〔案文概要〕

天皇御璽の押印を要する文書を二通作成する規定

〔現代語訳〕

天皇御璽の押印を要する文書は二通作成せよ。一通は奏上して内裏に保管し、一通は押印して施行せよ。

14 外記検察条

〔案文概要〕

押印文書の外記による検察に関する規定

〔現代語訳〕

押印を請求する文書は、弁官局からもたらされた日に外記が詳細に検査し、翌日押印せよ。

15 省符条

〔案文概要〕

租税の免除に関する文書の作成手続きの規定

〔現代語訳〕

租税の免除に関する案件は、まず太政官が民部省に文書によって通達せよ。民部省は免除の対象となる国宛ての文書を作成して押印を請求せよ。

この過程を経ずに国に文書を下達してはならない。

16 免除条

〔案文概要〕

租税等の免除に天皇の許可を必要とする規定

〔現代語訳〕

中央諸官司および諸国が申請する租税等の免除については、天皇の許可を得なければ実施してはならない。

17 新任国司食伝条

〔案文概要〕

新任国司の赴任に関する規定

〔現代語訳〕

新任国司が赴任する際には、伊賀・伊勢・近江・丹波・播磨・紀伊の六国に赴任する者には食料と馬を支給せず、志摩・尾張・参河・美濃・若狭・越前・丹後・但馬・美作・淡路の一〇国に赴任する者には、道中の各所で本人の位階に応じた食料とまぐさを支給せよ。山陽道の備前から西、および北海道・西海道の国に赴任する者は、みな海路を使用し、規定のとおりには食料を支給せよ。それ以外の諸国および大宰府の長官・次官として赴任する者には、みな伝符でんぷを与えて道中の各所で食料と馬を支給せよ（諸国分寺の講師・読師の赴任時の待遇も以上に準じるが、伝符は与えない）。

18 神宮司条

〔案文概要〕

香取神宮司の任官を通達する文書に食料と馬の支給を注記する規定

〔現代語訳〕

香取神宮司の任官を国に通達する文書には、路次の各所で食料と馬の支給を受けることを許可する旨を記載し、伝符を支給することはしない。その他の神宮司の赴任で食料と馬を支給する方式もこれに準じることとせよ。

19 籤符条

〔案文概要〕

同一官司内の昇任時の文書作成に関する規定

〔現代語訳〕

少掾から大掾への昇任、少目から大目への昇任など、同一官司内での複数の人事異動は、任官を通達する文書を一枚にまとめよ（大宰府の監・典や諸国の郡領もこれに準じる）。

20 二員秩満条

〔案文概要〕

二人の国司が同時に交替する場合の規定

〔現代語訳〕

諸国の主典以上の定員が二人の官職で、同じ年に任期が満了して交替する場合は、赴任した時期の順番に応じて交替せよ。もし前任の二人が同じ日に赴任していた場合は、下位の者が先に交替せよ。鑄銭司や大宰府・鎮守府もこれに準じることとせよ。

21 京官遷議内条

〔案文概要〕

中央官司から畿内諸国に異動する場合の規定

〔現代語訳〕

中央官司から畿内の国司に異動する人は、異動前の官職の交替事務完了

証明書を出していない場合でも、ひとまず赴任を許可せよ。（近江・丹波もこれに準じる。）

22 遷任条

〔案文概要〕

国司等が他国に異動する際の交替事務完了証明書の提出に関する規定

〔現代語訳〕

諸国が運用する給与財源の配分にあずかる官人が他の国に異動になる場合、異動前の国での引き継ぎが完了していても、そのまま任地に派遣せよ。もし期限を過ぎても交替事務完了証明書を提出しなければ、担当官司は解任すべき旨の文書を提出せよ。ただし最高責任者は引き継ぎが完了してから交替完了証明書を提出し、その後任官を通達する文書を与えて赴任を許可せよ。

23 遙授兼任条

〔案文概要〕

国司の異動手続きを早急に処理すべき規定

〔現代語訳〕

諸国が運用する給与財源の配分にあずかる官人で、現地に赴任しない者、中央の官職を兼任している者が、他の国や中央の官職に異動する場合、速やかに太政官が文書を下達し、異動前の国司の任を解け。

24 権一分相讓条

〔案文概要〕

下級国司の交替の際に任官通達文書に残りの任期を記す規定

〔現代語訳〕

諸国の権史生・博士・医師で、任期の途中に異動したり、他人から官

職を譲りうけて交替する場合は、任官を通達する文書に残りの任期を記せ。

25 受業解文条

〔案文概要〕

諸国の博士・医師の任官関連文書に関する規定

〔現代語訳〕

正規の試験や推薦を経て諸国の博士・医師に任命する際の式部省の提出文書および任官通達文書には、名前の下にそれぞれの専攻科目を記せ。

26 籤符印条

〔案文概要〕

下級国司の任官通達文書の押印に関する規定

〔現代語訳〕

諸国の史生・博士・医師の任官を通達する文書は、外記が官人名簿と照合して明確に任命の事実を確認し、その上で押印を請求せよ。

27 改印条

〔案文概要〕

天皇御璽を押した文書を訂正する場合の規定

〔現代語訳〕

天皇御璽を押印した公文書に、もし誤脱があり改訂しなければならぬ場合は、少納言は上司に報告してから再度の押印の請求を天皇に奏上せよ。

28 毀内印条

〔案文概要〕

天皇御璽ないし太政官印を押印した太政官発給の通達書を破棄する場合の規定

〔現代語訳〕

天皇御璽を押印した太政官発給の通達書を破棄する際には、破棄を申請する旨を記した部分の下に、破棄する理由を記せ（太政官印を押印した太政官発給の通達書を破棄する場合も同様にする）。

29 改造印条

〔案文概要〕

諸官司・諸国の印を改鑄する際の手続きに関する規定

〔現代語訳〕

中央および地方の諸官司の印がすり減ってしまい、改鑄する必要が生じた場合は、鑄造を命じる文書を太政官が中務省に下達し、中務省が内匠寮に命じて、見積もりを作成させよ。太政官は式部省に命じて書博士を招集し、中務省に派遣して印字の見本を書かせよ。その後少納言・中務省の輔・内匠寮の助以上が監督して鑄造させ、完成したら天皇に進上し、弁官を介して印を用いる官司に支給せよ。

30 上日条

〔案文概要〕

参議以上および太政官職員の出勤日数等の報告手続きに関する規定

〔現代語訳〕

毎月末日に、太政官は参議以上の出勤日数を記録し、少納言が翌月一日に天皇に報告せよ。また、参議以上および少納言の出勤日数を記録して弁官に送り、弁官が弁官局の官人の出勤日数と統合して文書を作成し、二日に式部省に通達せよ。その他の勤務評定・職位給・馬の飼育手当ても同様の手順で通達せよ。中務省に門の通行を許可した者の名簿や衣替

え手当てに関する文書を通達する際の手続きもこれに準じることとせよ。

31 史生解由条

〔案文概要〕

太政官の官人の交替手続きに関する規定

〔現代語訳〕

少納言配下の史生^{ししょう}以上の官人の解任・異動などに伴い、交替完了証明書を発行する際には、事前に草案を作成し、少納言と外記^{げき}が全員署名し、原本とともに弁官に送付し、式部省に通達する文書を作成させよ。左右弁官局の史生以上もこれに準じることとせよ。ただし公卿はこの限りではない。

32 解由程限条

〔案文概要〕

官人の引き継ぎ文書の提出部数と提出期限に関する規定

〔現代語訳〕

中央・地方の諸官司の官人の交替完了証明書は、すべて二通にして提出させよ。その提出期限は、最高責任者およびそれ以外の者それぞれの引き継ぎの期限に準拠せよ。弁官による公卿への報告が終わったらただちに式部省および勘解由使に転送せよ。もし二通にして提出しなかった場合は返却し、式部省・勘解由使に転送してはならない(諸国の講師・読師、諸寺の別当・僧官の交替完了証明書もこれに準拠する)。

33 押署条

〔案文概要〕

下級官司の引き継ぎ文書に上級官司が署名する規定

〔現代語訳〕

管轄下の下級官司の交替完了証明書、および交替完了証明書の未発行事由の報告書は、管轄する上級官司が署名した上で提出せよ(大宰府管轄内の諸国、陸奥国の鎮守府^{ちんじゆふ}、諸国の講師・読師もこれに準拠する)。

34 雑米未進条

〔案文概要〕

諸国の進納米に未納がある場合の交替完了証明書の扱いに関する規定

〔現代語訳〕

諸国が進上すべき様々な米の未納がある場合には、その国の最高責任者の交替完了証明書を返却し、納入が完了した旨を確認してから式部省・勘解由使に転送させよ。

35 交替延期条

〔案文概要〕

官人の引き継ぎ事務の延期を申請する場合の規定

〔現代語訳〕

諸官司および諸国の官人の交替事務の延期申請書は、前任者と後任者が共に署名した上で提出せよ。弁官は公卿への報告が終わったら式部省に転送せよ(武官の場合は兵部省に転送する)。一度だけ延期を許可し、再度の延期申請は認めない。

36 還替条

〔案文概要〕

引き継ぎ期限の延長による給与支給の方法に関する規定

〔現代語訳〕

官職を異動する四位・五位の者が交替の延期を申請したことにより、四

位・五位特別手当等を支給する期限まで交替事務が延長された場合は、その年の分を支給しない。

37 未勸知条

〔案文概要〕

最高責任者以外の官人の引き継ぎに関する規定

〔現代語訳〕

中央・地方の諸官司の最高責任者以外の者は、新たに着任した後、引き継ぎが完了する前に、原則として「未確認」と注記して引き継ぎ関連書類を提出してはならない。ただし着任の段階で、次の異動先が決まっている者がいて、その者の交替の期限を超過してしまうような場合には、「未確認」と注記してよい。

38 遁避不署条

〔案文概要〕

引き継ぎ事務を滞らせた場合の処分に関する規定

〔現代語訳〕

諸国の史生ししやう以上の官人が退任した後、交替完了証明書を出せるかどうかを確認しないうちにその地を離れたり、交替完了証明書の未発行事由の報告書への署名を逃れようとした場合は、公務を滞らせたとして処罰せよ。署名のない文書はそのまま担当官司に送付して審査結果を上奏させ、それ以後は前任者の申し立てを認めないこととせよ。もし後任者が前任者の言い分を、交替完了証明書の未発行事由の報告書に記載せず、無駄に時間を引き延ばし前任者に愁訴させるような事態を招いた場合は、同様に公務を滞らせたとして処罰し、給与を没収せよ（中央諸官司や諸寺院もこれに準じる）。

39 諸寺別当年臈条

〔案文概要〕

諸寺院の僧職などの任用手続きに関する規定

〔現代語訳〕

諸寺院の別当・鎮・三綱といった僧官や定員がある学僧など、太政官符によって任用する者は、まず担当官司に年齢や授戒後の年数を調べさせ、その後で太政官符を作成せよ。諸国の講師・読師で宣旨によって任用する僧官も同様にせよ。

40 惣用帳条

〔案文概要〕

四天王寺・東寺・西寺・梵刹寺の支出帳簿の照合作業に関する規定

〔現代語訳〕

四天王寺してんのうじ・東寺とうじ・西寺さいじ・梵刹寺ぼんしやくじの支出簿は、僧官の役所に送付するのをやめ、弁官局に提出せよ。文書管理部局の担当の史生ししやうが確認・署名し、担当責任者の史しがもう一度確認した後に署名せよ。帳簿が提出されたら速やかに照合作業を行え。もし怠りがあつて帳簿を提出しなかった場合は、寺を詰問せよ。

41 宿直条

〔案文概要〕

中央諸官司に昼夜交代で勤務する者の名簿を弁官に提出する規定

〔現代語訳〕

中央諸官司は、毎日昼夜交代で勤務させ、勤務した者の名簿を作成して弁官に提出せよ。

42 日蝕条

〔案文概要〕

日蝕がある際の諸官司への通達方法に関する規定

〔現代語訳〕

日蝕は陰陽寮が事前に中務省に通知し、中務省が文書を作成して太政官に通知せよ。少納言が奏上した後、太政官は各官司に通知せよ。

43 国忌条

〔案文概要〕

天皇等の命日に行う法事に関する規定

〔現代語訳〕

特定の天皇等の命日に行う法事は、治部省があらかじめその日程および治部省・玄蕃寮の担当の官人の名を記録して太政官に通知せよ。前日に少納言が上奏せよ。中央諸官司は所定の寺院に赴いて法事に出席せよ。〔詳細は式部式・治部式を参照〕。ただし東寺・西寺には参議以上および弁・外記・史それぞれ一人と太政官の史生・官掌それぞれ一人が赴け。

44 附駅条

〔案文概要〕

地方から送られてきた文書の受理手続きに関する規定

〔現代語訳〕

地方官が駅から駅へ順に送ってきた文書が到着したら、太政官は封をした函の上に付された題を確認せよ。「奏」という字が記されている場合はまず大臣に報告し、その後上奏せよ。「解」という字が記されている場合はそのまま大臣に提出せよ。

45 差使条

〔案文概要〕

諸国に派遣する使者の選定と帰朝報告に関する規定

〔現代語訳〕

使者を選定し諸国に派遣する場合には、事前に太政官が書類を作成して天皇に上奏せよ。重大な事案はそのつど天皇の意志をうかがって使者を選定せよ。中程度の事案は大臣が使者を選定して奏上せよ。重要度の低い事案は弁官が式部省に命じて選定させ、式部省は選定した人物の名を記録し、弁官を経ず直接大臣に報告せよ。その後、名簿を太政官に送り、写しを一部作成して弁官に送り、使者を出発させよ。その使者が帰還して任務の結果を太政官に報告する際には、まず書類を作成して弁官に報告せよ。その後、弁・史が引率して所定の場所に着き、日常政務に先立って使者による報告を行い、報告終了後使者はただちに退出し、その後弁・史による日常の政務報告を行え。

46 遣和泉使条

〔案文概要〕

和泉国に派遣する使者に駅鈴を与える規定

〔現代語訳〕

和泉国に派遣する使者には、畿外の国と同様に駅鈴えきかねを与えよ。

47 遣諸国使条

〔案文概要〕

諸国に派遣する使者の出発が滞った場合の規定

〔現代語訳〕

諸国に派遣する使者について、式部省が選定して太政官に報告した後、もし出発が滞ることがあれば、弁官が催促して出発させよ。

48 賑給百姓条

〔条文概要〕

困窮者への物資の給付を行う際の手続きに関する規定

〔現代語訳〕

諸国が困窮者への物資の給付を行うことを申請する際には、対象となる人々の名簿を作成して提出せよ。名簿を添付せずただ給付を行う旨のみを報告してはならない。

49 賑給使条

〔条文概要〕

困窮者への物資の給付を確認するための使者の派遣に関する規定

〔現代語訳〕

困窮者への物資の給付を確認するための使者を派遣する際には、諸国からの申請文書を上奏し、その後式部省に命じて二日以内に使者の選定に関する文書を提出させ、同日に弁官が文書を作成して押印を請求せよ。その後五日以内に使者は出発せよ。もし出発が遅れたら、事情を把握した上で取り調べ処分せよ。その他の臨時に派遣する使者も同様にせよ。

50 未納条

〔条文概要〕

大規模な不作による貸与した稲の返納免除に関する規定

〔現代語訳〕

諸国が災害による大規模な不作により、今年貸与した正税・雑稲の未納の免除を申請する場合、申請可能な未納額は不作田数一〇〇〇町に対し五万束以下とし、奏上し裁定を経た後に文書を作成してその国に通達せよ。

51 蕃客条

〔条文概要〕

外交使節の入朝に伴い外交担当者を任命する規定

〔現代語訳〕

外交使節が入朝した際には、都から行って対応する使者、外交使節に付き添い接待をする使者、帰国する外交使節を送る使者それぞれ二人、随行する使者それぞれ一人、通訳一人を任命せよ（外交使節を都に迎え入れる場合は、来着地で対応した者が京までの接待役を兼務する）。また事前に、都で出迎える使者、天皇からの慰労の意を伝える使者、都の迎賓館に到着した外交使節を見舞う使者、衣服を与える使者それぞれ一人、歓迎の饗宴で宣命を読みあげる使者、食事の配膳をする者それぞれ二人（豊楽院での饗宴にそれぞれ一人、朝集堂での饗宴にそれぞれ一人）、帰国時に天皇からの外交文書を渡す者、太政官からの外交文書を渡す者それぞれ二人（史一人が、太政官からの外交文書を渡す者に随行して迎賓館に行く）を選定せよ。

52 報書条

〔条文概要〕

使者の報告書の様式に関する規定

〔現代語訳〕

使者として派遣され、帰還後の報告書を提出する際には、みな解の様式で作成せよ。

53 出納条

〔条文概要〕

官司に保管されている物品の出納手続きに関する規定

〔現代語訳〕

国庫に保管する物品の出納は、保管担当の官司が出納当日に弁官に連絡し、弁官および中務省・監物・民部省・主計寮が保管担当官司と共同で出納を実検せよ。大蔵省の絹・真綿・糸・麻布などの物品は、五位以上の者が立ち会って実検し、出納記録に共同で署名せよ（もし五位以上の者が立ち会えない場合には、まずその理由を申告し、その後六位以下の者を代理の立会人とする）。それ以外の物品および大蔵省以外の官司の保管物は、史および主典さかん以上の者が出納せよ。

54 登庫検校条

〔条文概要〕

弁官による出納検査に関する規定

〔現代語訳〕

絹・糸・真綿・麻布の出納の検査では、五位以上の弁官が一〇日ごとに保管庫に入り実検せよ。もし収納品に問題がある場合には、出納担当の諸官司の責任を追及せよ。

55 雑物下符条

〔条文概要〕

保管担当官司からの出用を命じる文書の変更等に関する規定

〔現代語訳〕

天皇のために日常的ないし臨時に使用する物品、および中央諸官司、皇族・貴族の家に支給する様々な物品は、支給の許可を与える文書を下達した後、もし現物がなければ、その代価に応じた銭を支給せよ。また、例えば出給元を官司甲から官司乙に変更する、あるいは中央財源から地方財源に変更する、このような場合には、弁官がすぐに元々の文書を返上させ、変更の旨と年月日を注記し、史の名前を書いてただちに新しい出給元に下達せよ。

56 社寺借物業

〔条文概要〕

寺社が庫物を請求した際の規定

〔現代語訳〕

神社・寺院が国庫の物品を借用したいと請求しても、たやすく許可してはならない。もし遺漏があれば、文書を担当官司に下達して取り消せ。

57 諸司当色条

〔条文概要〕

行事務の衣服を出給する官司に関する規定

〔現代語訳〕

諸官司の行事務の衣服は、七位以上の者に対しては内蔵寮が出給し、八位以下の者に対しては大蔵省が出給せよ。

58 進薪条

〔条文概要〕

正月十五日に官人が薪を納入する際の手続きに関する規定

〔現代語訳〕

大臣以下の太政官の官人が納めるべき薪の数は、正月十五日に式部省に到達せよ。弁・史べんしおよび左右史しやうし・官掌かじやうそれぞれ一人が宮内省に赴き、式部省・兵部省および宮内省の官人とともに、諸官司ごとに納入すべき薪の数量を検査せよ（詳細は儀式書を参照）。納入の儀式が終わり諸官司が帰った後、式部省・兵部省は全体の目録を作成し、弁官に提出せよ。

59 拝除条

〔条文概要〕

国司の欠員の把握と任命手続きに関する規定

〔現代語訳〕

国司の任期満了については、式部省が任期満了者を整理した帳簿を作成し、正月一日に太政官に提出せよ。外記が再確認した上で大臣に提出し、奏上して任命を行え（詳細は儀式書を参照）。任期満了以外の解任による欠員については、そのつど奏上して任命せよ。

60 召使任官条

〔案文概要〕

太政官の下級官人を諸国主典に任命する規定

〔現代語訳〕

太政官および左右弁官の史生・召使は、毎年一人を諸国の主典に任命せよ（召使は五畿内・志摩・伊豆・飛騨・佐渡・隠岐・淡路の一一国のいずれかに任命する）。勤続の実績に基づいて任命する際には、勤続年数ではなく出勤日数を基準とせよ。

61 三省史生条

〔案文概要〕

三省の史生を諸国の主典に任命する規定

〔現代語訳〕

式部省・民部省・兵部省の史生は、毎年一人を諸国の目に任命せよ。

62 内記史生条

〔案文概要〕

勤続一〇年の内記史生を諸国の主典に任命する規定

〔現代語訳〕

内記の史生で勤続年数が一〇年になる者は、太政官の史生に準じて諸国の目に任命せよ。

63 鎮守権任条

〔案文概要〕

鎮守府の定員外の官人の任命書類に関する規定

〔現代語訳〕

鎮守府の定員外の官人の任命を通達する文書には、誰と交替するのか、その人の姓名を注記せよ。

64 祈年班幣条

〔案文概要〕

祈年祭で神祇官に集まる官人の規定

〔現代語訳〕

二月四日の祈年祭で神前への捧げ物を配り与える際には、大臣と参議以上の者は神祇官の庁舎に集まれ。弁・外記・史それぞれ一人および中央諸官司の五位以上・六位以下はそれぞれ一人が集合せよ（詳細は儀式書を参照）。

65 春日祭条

〔案文概要〕

春日祭の日程と参加者に関する規定

〔現代語訳〕

春日祭は、二月・十一月の最初の申の日に、参議以上は参集せよ（詳細は儀式書を参照）。

66 大原野祭条

〔案文概要〕

大原野祭の日程と参加者に関する規定

〔現代語訳〕

大原野祭は、春は二月の最初の卯の日、冬は十一月の二番目の子の日
に、参議以上は参集せよ（詳細は儀式書を参照）。

67 園韓神祭条

〔案文概要〕

園・韓神祭の日程と参加者に関する規定

〔現代語訳〕

園・韓神祭は、二月は春日祭の後の丑の日に、十一月は新嘗会の前の
丑の日に、参議以上のうち一人が参加せよ（詳細は儀式書を参照）。

68 祭所行事条

〔案文概要〕

各祭に太政官の官人が赴き職務を担当する規定

〔現代語訳〕

春日祭、大原野祭、園・韓神祭、平野祭は、弁・外記・史・史生・左
右史生・官掌それぞれ一人が現地に行つて職務を担当せよ。

69 大忌風神条

〔案文概要〕

大忌祭・風神祭の日程と祭使選定に関する規定

〔現代語訳〕

大忌祭・風神祭は、四月・七月の四日に行え。式部省は四月・七月の
一日に、それぞれの社ごとに皇族の五位以上と臣下の五位以上の者をそ
れぞれ一人ずつ祭使に選定し、弁官に報告せよ。弁官は大和国に通知せ
よ（詳細は神祇式を参照）。

70 松尾祭条

〔案文概要〕

松尾祭の日程と奉仕する官人に関する規定

〔現代語訳〕

松尾祭は、四月の最初の申の日に、弁・史および左右史生・官掌それ
ぞれ一人が赴き職務を担当せよ。神前への捧げ物は、神祇官が大蔵省か
ら受け取つて供えよ。その他の担当官司も同様に奉仕せよ。

71 平野祭条

〔案文概要〕

平野祭の日程等に関する規定

〔現代語訳〕

平野祭は、四月・十一月の最初の申の日に、参議以上は参集せよ。皇
太子が行く場合には自ら神前に進んで神への供え物を奉ることとせよ
（詳細は儀式書を参照）。

72 賀茂祭条

〔案文概要〕

賀茂祭の日程および準備等に関する規定

〔現代語訳〕

賀茂二社の祭は、四月の二番目の申・酉の日に行え（斎王が向かうにあ
たっては、史一人、左右史生それぞれ一人、官掌一人が現地に行き、
準備を点検する）。山城国司は事前に祭の日程を太政官に通知せよ。天
皇の使者を選定して神前への供え物を奉らせよ。また、競馬を行え（詳
細は内蔵式および左右馬式を参照）。一日前に大臣が紫宸殿上に伺候し、
諸衛府の次官以上を紫宸殿の前庭に招集し、内裏の警備を命じよ。後日
警備を解除する際も同様にせよ（これらの詳細は儀式書を参照）。

73 御体卜条

〔案文概要〕

天皇の安否を占う儀式に関する規定

〔現代語訳〕

天皇の身体に対する祟りの有無についての占いは、神祇官の中臣が卜部を率いて、六月・十二月の一日から開始し、九日に終了し、十日に結果を奏上せよ（神祇官は、土木工事の有無を諸官司に申告させるよう、あらかじめ太政官に申請し、太政官は諸官司を招集しこのことを命じる）。まず外記から大臣に報告させ、神祇官の次官もしくは三等官が、奏上する文書の控えを大臣に提出せよ。その後大臣は紫宸殿上の座に着き、中臣の官人が奏上せよ（詳細は神祇式を参照）。

74 月次祭条

〔案文概要〕

月次祭の日程および神今食・新嘗の人選等に関する規定

〔現代語訳〕

六月・十二月十一日の月次祭で神への捧げ物を配り与えることについて、大臣以下が神祇官に集合することは、祈年祭と同様にせよ。神今食および新嘗に奉仕する、中納言以上一人、参議一人（もし中納言以上が占いによつて選定されなかった場合は、参議二人を定める）は、祭の前日に外記が名簿を作成して神祇官に送付し占わせよ（ただし親王は、中務省が名簿を作成して占わせる）。少納言・弁・外記・史・史生・官掌の選定も同様にせよ。次侍従の五位以上は、中務省の輔が引率して神祇官に向かい占いによつて選定し、その後中務省が奏上せよ。諸官司の六位以下および女孺は、当日に所属の官司がそれぞれ名簿を作成して宮内省に送付し、神祇官が占いによつて選定せよ（詳細は宮内式を参照）。その後それぞれ自宅に帰って身体を洗い清め、夕方参入して神事

に奉仕せよ。

75 大祓条

〔案文概要〕

六月・十二月の大祓の挙行に関する規定

〔現代語訳〕

六月・十二月末日に、宮城の南側の道路で大祓を行う際には、大臣以下五位以上の官人が朱雀門に赴き（もし雨でぬかるんでいる場合は、担当官司に命じて橋を朱雀門の東の脇に設置する。詳細は式部式を参照）、弁・史それぞれ一人が、中務省・式部省・兵部省の官人を引率して参加人数を大臣に報告せよ（太政官の官人の人数も記録して式部省に渡し、全体の目録に入れる）。官人は男女ともに全員参集して祓い清めよ。臨時の大祓も同様に行え（詳細は儀式書を参照）。

76 伊勢使条

〔案文概要〕

九月十一日に捧げ物を伊勢神宮に奉る儀式に関する規定

〔現代語訳〕

九月十一日に天皇が朝堂院にお出ましになり、神への捧げ物を伊勢神宮に奉る。その使者は太政官が事前に五位以上の皇族四人を選び、その中から占いで決めよ（占いによつて一人を選び使者とする）。結果は大が奏上し、宣命を使者となつた皇族に授け、神祇官の中臣・忌部とともに派遣せよ（詳細は儀式書を参照）。

77 鎮魂新嘗条

〔案文概要〕

鎮魂祭・新嘗祭の準備等に関する規定

〔現代語訳〕

鎮魂祭・新嘗祭の日は、弁・史がその会場に向かい準備の監督をせよ。鎮魂祭は十一月の二番目の寅の日に宮内省で行い、大臣以下が会場に赴け（中宮の鎮魂祭も同じ。東宮は巳の日に行う）。新嘗祭は十一月の二番目の卯の日に行え。通常どおり日程を太政官に報告せよ。祭の当日は諸官司はそれぞれ役所に泊まり込み、当直の者の名簿を作成して太政官に通知せよ。夜になったら左右史生は分担して各官司を巡検し、もし泊まり込みをしていないところがあれば、法にもとづき処罰せよ（臨時の行幸で宿泊する際もこれに準拠する）。辰の日に五位以上の官人に宴席を設けよ。大臣が通常通り差配せよ（詳細は儀式書を参照）。

78 祭祀日条

〔案文概要〕

祭祀の日程の報告に関する規定

〔現代語訳〕

祭祀の日程は、担当官司が事前に太政官に申告し、斎戒が始まる一日前に少納言が上奏せよ。

79 神事諸司条

〔案文概要〕

神事に奉仕する各官司の担当者に関する規定

〔現代語訳〕

神事に奉仕する諸官司は、それぞれ判官一人が担当者になり、常時監察せよ。担当者の名簿は、祭の前月に弁官に提出せよ。

80 平野祭見参条

〔案文概要〕

平野祭に桓武天皇の末裔・関連氏族が参列する規定

〔現代語訳〕

平野祭には、桓武天皇の子孫の皇族（姓を与えられ臣下となった者も同じ）および大江氏・和氏の人は、参列者名簿に名を連ねよ。

81 会参上日条

〔案文概要〕

春日祭などの勤務日数に関する規定

〔現代語訳〕

春日祭、薬師寺最勝会、興福寺維摩会に参列する皇族・藤原氏の五位以上および六位以下の官人は、当日の他に、往復の勤務日四日を計上せよ。大原野祭に参列する藤原氏には、勤務日二日を計上せよ。官職に就いていない五位以上の者は、外記が参列者の名簿を作成して式部省に送付せよ。

82 興福寺条

〔案文概要〕

興福寺での行事等の参列者に関する規定

〔現代語訳〕

興福寺で行われる藤原乙牟漏の忌日法会、および維摩会は、藤原氏の五位以上の担当官人が、藤原氏の中から支障のない者を参列者として選定し、外記に知らせよ。外記は大臣に申告し、その者を参向させよ。行事終了後に参列者の名簿を作成して奏上せよ。もし参列しなかった者がいたら、式部省・兵部省に通達し、五位以上は節会への参加を停止し、六位以下は職位給の支給を停止せよ。皇族が薬師寺最勝会に参列する場合も同様させよ。

83 外記史不列条

〔案文概要〕

特定の法会における外記・史の着座方法に関する規定

〔現代語訳〕

大極殿で正月八日より十四日まで行う法会の初日と最終日、および東寺・西寺で行う天皇等の忌日法会の日は、外記・史は式部省官人の点呼を受けず、直接儀場に入り座に着け。

84 積奠条

〔案文概要〕

積奠の日程と参加者などに関する規定

〔現代語訳〕

二月・八月の最初の丁の日に、積奠を行え。親王以下の官人は大学寮に赴き經典の講論に参加せよ。少納言・弁・外記・史は史生・左右弁官局の史生・官掌を引率して同じく大学寮に参向し儀式を監督せよ。講論が終わったら宴席を設けよ（詳細は儀式書を参照）。

85 大嘗祭条

〔案文概要〕

大嘗祭の儀式次第などに関する規定

〔現代語訳〕

(1)

皇位継承後最初に行う大嘗祭は、七月以前に即位礼を行った場合はその年に、八月以後の場合は翌年に挙行せよ（これは讓位の場合であり、先帝崩御による皇位継承とは異なる）。大臣は天皇の命を受けて神祇官を呼び、悠紀・主基の国郡を占いによって選定させよ（両方とも封書を用いる）。奏上し天皇の許可を得た後で、選定された国に通知し、通例

にのつとつて準備を進めよ。また、実務を担当する官人を定めよ。

(2)

八月に使者を悠紀・主基両国に派遣し、大嘗祭に使う田および都に送るまでの稲穂の管理等を担当する者を占いによって選定して実務にあたらせ、同時に諸国に命じて供え物を盛る器を製造させよ。九月には都に準備会場を造営し、神事用の服を織り、供え物を準備せよ。十月には諸国に使者を派遣して大祓を行い、また大嘗祭の挙行を全国の神々に知らせる使者を選定して派遣せよ。その後天皇は賀茂川のほとりに行幸して祓を行う。十一月は散齋の月とし（一日から末日まで）、このうちの三日間（丑の日から卯の日まで）を致齋とせよ。祭日の七日前に大嘗宮を造営し、寅の日より前に全ての準備を終えよ。

(3)

卯の日の早朝に、神祇官は捧げ物を諸神に分与せよ。占いによって選定された官人が担当官司を引率し、大嘗宮に天皇の服を用意せよ。衛府が儀仗を設置し、担当諸官司が威儀物を陳列することは、元日の祝賀儀式と同様にせよ。その後悠紀・主基両国からの捧げ物を準備会場から大嘗宮に運び、神祇官が神への捧げ物を大嘗宮に引き入れよ。担当官司はそれぞれの職務に従事し、神への捧げ物以外の供え物は朝集堂に置け。天皇は移動を開始し、廻立殿に行き、湯浴みをした後、大嘗宮に入る。吉野の国栖が食物の献上と歌舞や笛の演奏を行い、悠紀国の官司が歌人を引率してその国の風俗歌舞を捧げ、語部が古伝承を奏上し、官人らが参入して拍手し、安倍氏が宿直している官人の名簿を奏上することなど、みな古くからの作法のとおりにせよ。

(4)

辰の日に、祭祀が終了したら、大嘗宮は鎮めの祭を行った後、破壊せよ。天皇は豊楽院に移動し、官人も参入して所定の位置につき、中臣が祝いの言葉を奏上せよ。五位の弁官が捧げ物の数を奏上し、史はこれを諸

官司に分与せよ。悠紀・主基兩國が御膳をすすめ、饗宴を五位以上および六位の者にふるまえ。また、慣例のとおりに風俗歌舞を奏せ。

(5)

巳の日に、御膳をすすめ饗宴をふるまい、風俗歌舞を奏することは辰の日と同じくせよ。ただし、追加で和舞・田舞を奏せ。

(6)

午の日に五位以上および六位の者を前日と同様に招集せよ。悠紀・主基兩國の官司および大嘗祭に奉仕した各氏族の人に位階を授けよ。また、久米舞・吉志舞・大歌・五節舞を奏し、斎戒を解くための和舞を奉仕せよ。その後、賜与品を皇太子以下五位以上に等級別に与えよ。また、諸官司の六位以下および悠紀・主基兩國の驅使丁以上の者に賜与品を与えよ（諸官司の六位以下の者への賜与品、悠紀・主基兩國の主典以下の者への位階の授与は、あるいは未の日に参議一人が担当し、五位の弁が宣命を読む）。

(7)

使者を悠紀・主基兩國に派遣して斎戒を解け。十一月末日に京内の諸官司が集合して穢れを祓うことは六月・十二月の大祓と同様にせよ（詳細は儀式書を参照）。

86 踐祚大嘗年条

〔案文概要〕

大嘗祭に伴う天皇の潔斎に関する規定

〔現代語訳〕

大嘗祭を行う年の十月下旬に天皇が賀茂川に行幸して潔斎する際には、事前に陰陽寮に適切な日を選定させ、およそ二〇日前に御装束司と次第司を任命せよ。御装束司は長官一人（三位）、次官一人（五位の弁）、判官二人（一人は史）、主典二人（両方とも六位以下）。天皇の行

列前方を指揮する次第司は長官一人（三位）、次官一人（五位）、判官二人、主典二人（両方とも六位以下）。後方の次第司もこれに準じることとせよ。行幸の五日前に大臣および参議以上が、五位以上の付き添いの者および留守番の者の名簿を作成して上奏し、その後式部省および装束司・次第司に送付せよ（詳細は儀式書を参照）。

87 定齋王条

〔案文概要〕

伊勢齋王の選定から伊勢神宮に向かうまでの潔斎に関する規定

〔現代語訳〕

(1)

天皇が即位したら、伊勢神宮の齋王を選定せよ。未婚の者を選び神祇官に占いによって選定させ（もし内親王が選定されなければ女性皇族から選ぶ）、その後大内裏内の適当な場所を占いによって選定して初齋院とし、齋王は祓い清めて初齋院に入れ。さらに大内裏外の清浄な場所を占いによって選定し、野宮を造営せよ。完成したら翌年の八月上旬に、吉日を占いによって選定し、祓い清めて野宮に移り入れ。その際に太政官は付き従う五位以上の者の名と人数を定め、十日前に齋王の行列の前後を指揮する次第司を任命せよ。それぞれ長官一人（五位）、判官・主典それぞれ一人（六位以下）。所定の時刻になったら初齋院を出て、賀茂川のほとりに行き身を清めた後、野宮に入れ（詳細は齋宮式を参照）。

(2)

齋王に選ばれてから三年の潔斎を経て、五月までに齋宮寮の官人と主神司を任命せよ。齋宮寮所屬の諸官司は七月までに任命し、通例のつとめて準備を進めよ。九月上旬に吉日を占いによって選定して伊勢神宮に向かえ。事前に装束司を任命せよ。五位二人（一人は神祇官の副以上、一人は左右少弁以上）、六位以下四人（神祇官の祐、弁官の史、縫殿寮

の允、諸官司の主典。出発日の前に監送使四人を選定せよ（参議もしくは中納言一人、弁・史それぞれ一人、六位以下の官人一人）。齋王が葛野川で身を清めることは、野宮に入る前の儀と同様にせよ（詳細は儀式書を参照）。

88 齋王向伊勢案

〔案文概要〕

齋王が伊勢に向かう以前に齋宮寮の官人を伊勢に派遣する規定

〔現代語訳〕

齋王が伊勢に向かう際には、七月以前に、齋宮寮の允・史それぞれ一人を齋宮および伊勢国に派遣して、準備を進めよ。

89 賀茂齋王条

〔案文概要〕

賀茂齋王を選定する規定

〔現代語訳〕

天皇が即位した際には、賀茂神社の齋王を選定せよ。内親王のうち未婚の者の中から占いによって選定せよ（詳細は齋院式を参照）。

90 仁王会条

〔案文概要〕

一代一度の仁王会の準備などに関する規定

〔現代語訳〕

天皇が即位した際には、仁王般若経の講義を行え（天皇一代につき一度）。宮中・諸国に百高座を設けよ。一日の朝晩で講義を終えよ。あらかじめ担当者を任命せよ。その担当者は中納言一人、参議・弁それぞれ一人、五位二人。六位以下はそのつど選定せよ（五位以上は天皇の許可

を得て任命し、六位以下は大臣に報告した上で任命する）。あらかじめ全国に命じて、法会の日は殺生を固く禁止せよ（詳細は玄蕃式と儀式書を参照）。

91 朔朔条

〔案文概要〕

季節の初めの月に天皇に行政報告をする儀式に関する規定

〔現代語訳〕

天皇が季節ごとの最初の月となる正月・四月・七月・十月に大極殿に出御し中央諸官司の前月の行政報告を受ける際には、大臣が事前に殿上で近侍する侍従四人、報告書を上奏する者二人を選定せよ。担当官司はそれぞれ職務に従事せよ。当日は弁一人が報告書の箱を持ち（太政官の報告書は弁官が作成して外記に渡し、大臣が姓を自署し弁官に預けて提出させる）、諸官司の五位以上で報告書の箱を持つ者を引率し（もし五位がいなければそのつど対応する）、所定の位置につきそれぞれ箱を机の上に置き（詳細は儀式書を参照）。もし天皇が出御しない場合は、弁官が式部省に通知し、箱を弁官に提出させ、中務省に渡して天皇に奏上させよ。

92 諸節会条

〔案文概要〕

節会に奉仕する官司の勤怠管理に関する規定

〔現代語訳〕

節会の日、天皇が出御する前に、担当諸官司は準備を整え、出御の後には逐一奉仕せよ。もし怠りがあれば、職位給を没収し勤務評定を下げよ。

93 朝賀条

〔案文概要〕

元日の祝賀儀式における準備と役職の選任に関する規定

〔現代語訳〕

元日に天皇が皇太子および臣下の祝賀を受ける際には、弁官が事前に担当官司に命じて雑事や舗設などの準備をさせ、弁・史が監督せよ（その他の節会の日もこれに準じる）。前月の十三日に大臣が事前に殿上で近侍する侍従（四人を左右の側仕えとしてそれぞれ二人（三位二人、あるいは親王をこれに任じる）、四位二人）、少納言二人（もし欠員があれば仮に別の者を任じる）、慶賀の言葉を奏上する者、前年の祥瑞を奏上する者それぞれ一人（四位以上で適切な者を任用する）を選び、奏上して任命せよ（詳細は儀式書を参照）。

94 元宴条

〔案文概要〕

元日の節会を大臣が差配する規定

〔現代語訳〕

元日に天皇へ祝賀をする儀式が終わったら、次侍従以上の者に宴席を設けよ。大臣は会場の差配をせよ（詳細は儀式書を参照）。

95 正月七日条

〔案文概要〕

正月七日の節会と叙位に関する規定

〔現代語訳〕

正月七日に、五位以上の者に宴席を設けよ。もしこの日に五位以上の位階を与えることがあれば、二日前に大臣および参議以上の者が天皇の御前で位階を与える者を選定し、位階の証書を内記に書かせてこれに押印せよ（詳細は儀式書を参照）。

96 任官条

〔案文概要〕

内裏での任官儀式に参加する太政官の官人に関する規定

〔現代語訳〕

内裏で任官儀式を行う際には、少納言・弁それぞれ一人が式部省・兵部省を引率して儀式を進行せよ。もし朝堂院で任官儀式を行う際には、外記・史も関知せよ（詳細は儀式書を参照）。

97 御齋会条

〔案文概要〕

大極殿における正月の法会に関する規定

〔現代語訳〕

正月に大極殿で最勝王経を講説する法会は、八日から始めて十四日に終了せよ（初日にもし天皇のお出ましがある場合には、行事を差配する大臣の座を設置する）。弁および史が担当者を定めて監督せよ。出席する僧侶の食事の材料は、事前に文書を畿内諸国に下達して進上させよ。初日と最終日は皇太子以下参議以上の者と皇族の五位以上が大極殿上の座につき、その他の者は分かれて東西の廊につけ。法会終了後には宣命の読み上げと布施の支給を行え（詳細は玄蕃式および儀式書を参照）。

98 正月十六日条

〔案文概要〕

正月十六日の節会を大臣が差配する規定

〔現代語訳〕

正月十六日には、次侍従以上の者に宴席を設けよ。大臣が天皇がいらっしゃる会場で差配することは元日の祝賀儀式と同様にせよ（詳細は儀式

書を参照)。

99 大射条

〔案文概要〕

正月十七日の射弓儀式の準備・監督に関する規定

〔現代語訳〕

正月十七日に群臣が弓を射る儀式は、担当官司が事前に天皇の座を設置し、雑事を準備し、大臣が殿上に伺候し差配をすることなどは、通常の儀式のとおりとせよ。もしその日のうちに終わらなかった場合は、十八日に参議一人を派遣して行え(詳細は儀式書を参照)。

100 二季読経条

〔案文概要〕

春秋二回の読経の行事進行に関する規定

〔現代語訳〕

春・秋の二回、大極殿に僧侶を招いて大般若経を転読させる法会の際には、弁・史が担当者とし差配せよ。初日と最終日は親王以下参議以上が大極殿上の座につき、近衛少将を派遣して慰勞せよ。臨時の読経の際も同様とせよ。

101 五月五日条

〔案文概要〕

五月五日の節会の準備などに関する規定

〔現代語訳〕

五月五日に、天皇が衛府官人による馬上の射芸と貢ぎ物の馬を見る儀式では、弁と史が雑事を監督し、担当官司が天皇の座を武徳殿に設置せよ。この日は官人はみな菖蒲の葉の飾りを冠につけ、諸官司はその職務

に従事せよ(詳細は儀式書を参照)。

102 負馬条

〔案文概要〕

五月五日に馬を貢進できない官人に関する規定

〔現代語訳〕

五位以上の者で、五月五日の競馬に出す馬を貢進することができない者は、四月三十日までにその旨を報告せよ。すでに馬を貢進することができない旨を報告した後で、もし当日もしくは前日に馬を貢進した場合は、その馬は負けた馬という扱いにせよ。

103 相撲条

〔案文概要〕

七月二十五日の相撲の準備などに関する規定

〔現代語訳〕

七月二十五日に、天皇が神泉苑で相撲を観覧する儀式にあたっては、一か月前に左右相撲司を任命せよ。その人員は中納言・参議・侍従・次侍従の中から選定し奏上せよ(人数は左右それぞれ二人)。中務省は式部省が取り仕切る通常の任官と同様の儀式を行い、兵部省が相撲の儀式の差配をせよ(詳細は儀式書を参照)。

104 盆供条

〔案文概要〕

盂蘭盆会の供養の品を寺に送る規定

〔現代語訳〕

七月十五日に盆のお供え物を諸々の寺に送る際には、史に監督をさせよ(詳細は大膳式を参照)。

105 九月九日条

〔案文概要〕

重陽節会の準備に関する規定

〔現代語訳〕

九月九日に天皇が神泉苑しんぜんえんに行幸し、次侍従しじじゆう以上および文人に宴席を設ける際には、大臣が差配し、担当官司が準備にあたることは通常通りとせよ（詳細は儀式書を参照）。

106 禄目録条

〔案文概要〕

節会の賜与品目録を弁官が奏上する規定

〔現代語訳〕

節会の日には、五位の弁官が、参加者への賜与品の目録を作成して奏上せよ（元日と正月十七日の大射はこの奏上はない）。

107 非侍従見参条

〔案文概要〕

臨時の宴会の参加者に関する規定

〔現代語訳〕

左右弁べん・外記げき・史し・内記ないき・侍医しやくいで五位の者や、左右近衛少将以上、左右衛門えもん・左右兵衛府の佐すけ以上の者は、次侍従しじじゆうでない場合でも臨時の宴会に出席することを認めよ。

108 俘囚夾名条

〔案文概要〕

節会に参加したエミシの名簿に関する規定

〔現代語訳〕

正月七日白馬あおうまと十一月新嘗の二つの節会では、事前に賜物の対象となる、服属したエミシの名簿を、他の参加者と紙を分けて奏上せよ。その者が五位の位階を持っていたとしても、この規定のとおりとせよ。

109 節会見参条

〔案文概要〕

節会の参加者の名簿に関する規定

〔現代語訳〕

五位以上の節会参加者の名簿は、官人を召し入れる前に式部省が書いて太政官に提出せよ。もし新たに五位の位階を与えられる者がいる場合には、別紙を作成して追って報告せよ。また中務省が提出する、次侍従しじじゆう以上の参加者の名簿もこれと同様にせよ。

110 山陵幣条

〔案文概要〕

陵墓への捧げ物の分与の儀式に関する規定

〔現代語訳〕

十二月に捧げ物を陵墓に献上する際には、みなその年の調物を使用せよ。中務省が事前に大神祭より後で立春より前のよい日を選定し、十二月五日より前に太政官に報告せよ。また式部省が官職についていない五位以上の者を選定してその名簿を提出せよ（参加しなかった侍従の欠員を補充するため）。当日は参議以上の者と少納言せうなごん・弁べん・外記げき・史しが天皇による特別な捧げ物を用意するテントで差配せよ。その捧げ物は内蔵寮が準備せよ（種類・数量は内蔵式を参照）。定刻になったら天皇は建礼門前けんれいもんぜんのテントに出御し、礼拝して捧げ物を分与する。ただし、通常の捧げ物は参議以上一人・弁べん・外記げき・史しが大蔵省に赴き分与せよ。捧げ物

を運ぶ使者は中務省・式部省が選定し治部省に通知せよ（詳細は儀式書を参照）。

111 追儼条

〔案文概要〕

大晦日の悪鬼を追い払う儼の儀式に関する規定

〔現代語訳〕

大晦日の追儼の儀式では、中務省が事前に親王と大臣以下次侍従以上の者の中から悪鬼を追い払う役の者を選定し、内裏の諸門に配置せよ。中務省の丞・録・内舎人・大舎人も同様にせよ（詳細は中務式を参照）。当日の戌の時刻に、親王と大臣以下は承明門外の東庭のテントの座に着き、少納言・弁・外記・史が伺候して通常どおり差配せよ（詳細は儀式書を参照）。

112 行幸経旬条

〔案文概要〕

天皇の行幸に関する規定

〔現代語訳〕

(1) 天皇の行幸で期間が長くなる場合には、弁・史それぞれ一人、左右史それぞれ二人、官掌一人が付き従え。もし日帰りの場合には、左右史それぞれ一人を減らせ。事前に日程を選定して準備せよ。

(2)

数十年前に（そのつど決定する）宿泊先の宮を造営する造行宮使を定め（構成員の官位はそのつど事情に応じて決める）、道具などの準備をする装束司を任命せよ。その構成員は、長官一人（三位）、次官二人（五位）、判官三人、主典三人（判官と主典は六位以下）。また、行列を指揮する

前後の次第司を任命せよ。その構成員は、行列前方を指揮する次第司の長官一人（三位）、次官一人（五位）、判官二人、主典二人（判官と主典は六位以下）。後方の次第司もこれと同様にせよ（選定し終わったら奏上する）。また、事前に五位以上の官人で行幸に付き従う者と留守番をする者を選定し（人数はそのつど決める）、使者を派遣して宿泊先の宮を検分せよ。

(3)

十数日前に諸国に命じて、国内で飼育している馬を献上させよ（左右馬寮が数を決定して奏上する）。左右馬寮はよろいをつけた馬を準備し（諸国が献上した、都に近い牧で放牧している馬を使う）、京職や諸国に命じて荷物を担ぐ人夫を献上させよ（人数はそのつど決める）。

(4)

五・六日前に大蔵省に命じて、行事に奉仕した者に対して褒賞として与えるための絁・布を準備させ、都合のよい場所に運び取めさせよ。また、行幸に付き従う五位以上の者に、公用の服と袍・衫を支給せよ。太政官印を入れた櫃を覆うための皮とそれを担ぐ人夫二人、およびその人夫が着用する黄色の衫は、装束司が準備し、行幸が終わったら返却せよ。

(5)

もし諸官司のカギを天皇の命令によって留守の者に預ける場合には、大臣もしくは大納言が五位以上の侍従を率いて内裏に行き、典鑰らにそれらのカギが収納してある櫃の所につかせて出納させよ。

(6)

行幸の経路沿いの民衆で困窮した者には施しを与え、長寿の者には褒賞の物を与え、近隣の社寺には供え物や誦経をせよ。

(7)

天皇が帰還する際には、宣命の読み上げを行え。行幸先の国の郡司に等級別に賞与せよ（位階を授与する場合もある）。宿泊先の宮の近隣の

八〇歳以上の者や、行幸に付き従った者に褒賞の物を与えよ（詳細は儀式書を参照）。

113 季祿条

〔案文概要〕

職位給等の支給手続きに関する規定

〔現代語訳〕

諸官司の春夏分の職位給と皇族の衣替え手当ては、中務省・式部省・兵部省が人数と支給数を算定し、二月十日に弁官が三省を引率して太政官に申請せよ（太政官の給与は二月一日に算定して弁官に送付し、弁官が弁官局も含めた全体の目録を作成して三日に式部省に文書で通知する）。その後三省が申請したものの全体の目録を作成し、十五日に少納言が奏上せよ。二十日に太政官が文書を大蔵省に下達し、二十二日出庫して支給せよ（女官の給与は二十五日に支給する）。五位の弁が宣命を読み上げよ。その言葉は、「今、いつも支給している春夏の職位給を支給する、とのお言葉を伝える。」である（女官については中務省の輔が宣命を読む）。秋冬の給与もこれと同様にせよ（詳細は式部式を参照）。

114 諸王時服条

〔案文概要〕

皇族の衣替え手当て支給に関する規定

〔現代語訳〕

皇族の衣替え手当てを太政官発行の通達によって畿外諸国の財源から支給する際には、正親司に命じて名簿を提出させよ。欠員・補充があるごとに追記することは式部省・兵部省が管轄する官人名簿と同様にせよ。

115 女官時服条

〔案文概要〕

女性の衣替え手当ての支給手続きに関する規定

〔現代語訳〕

後宮の女性および女官の衣替え手当てと装飾品類は、夏は四月十日、冬は十月十日に、中務省が太政官に申請し、二十日にその結果を大蔵省に下達し、二十二日出庫して支給せよ。

116 諸司時服条

〔案文概要〕

衣替え手当ての支給手続きに関する規定

〔現代語訳〕

諸官司の官人に支給する衣替え手当ては、十二月から五月までの出勤日数が一二〇日以上、非常勤の官人の場合は八〇日以上に達したら、春と夏の分を支給せよ。中務省は対象者と数量を記録し、六月七日に太政官に申告せよ（太政官の手当てについては六月一日に弁官に文書で報告し、弁官が太政官の官人全体の目録を作成して四日に中務省に通達する）。九日に奏上し、二十日にその結果を大蔵省に下達し、二十二日出庫して支給せよ。支給する日には弁官一人が大蔵省に行つて差配せよ（詳細は中務式を参照）。位階を持たない親王や親王の養育を担当する女性への衣替え手当ては、六月十日に太政官が文書を大蔵省に下達し、十五日に出庫して支給せよ。秋冬分の支給もこれと同様にせよ。

117 位祿条

〔案文概要〕

四位・五位特別手当ての支給手続きに関する規定

〔現代語訳〕

四位・五位特別手当ては、中務省・式部省・兵部省がそれぞれ対象者と

数量を記録し、十一月十日に太政官に申告せよ。その後全体の目録を作成し、十五日に少納言が奏上せよ。二十日にその結果を大蔵省に下達し、二十二日に出庫して支給せよ（詳細は儀式書を参照）。畿外の国に赴任している者や国司の分は、その国の財源から支給せよ。

118 馬料条

〔案文概要〕

馬の飼育手当ての支給手続きに関する規定

〔現代語訳〕

諸官司の官人に支給する、馬の飼育手当ては、正月から六月までの勤務日数が一二五日以上の場合、春夏分を支給せよ。中務省・式部省・兵部省はそれぞれ対象者と数量を記録し、七月十日に弁官が三省の官人を引率して太政官に申告せよ（太政官の分は七月一日に弁官に文書で通知し、弁官が太政官の官人全体の目録を作成して三日に式部省に文書で通達する）。その後三省が申告したものの全体の目録を作成し、十五日に少納言が奏上せよ。二十日に太政官がその結果を大蔵省に下達し、二十二日に出庫して支給せよ。秋冬分の支給方法も同様にせよ（詳細は式部式を参照）。

119 月料要劇大粮条

〔案文概要〕

月ごとの食事手当て等の支給手続きに関する規定

〔現代語訳〕

親王以下に支給する月ごとの食事手当てや、繁忙手当て、および労役に従事する者への食料は、毎月太政官に申請して支出し支給せよ。親王以下に支給する月ごとの食料は、翌月分を計算して、毎月十日に太政官に申告し、十七日にその結果を宮内省に下達し、二十五日に出庫して支給

せよ。繁忙手当ては、前月分の対象者と数量を記録し、毎月四日に太政官に申請せよ。その後弁官が太政官の分を加えて全体の目録を作成し、その日に太政官に申告し、五日にその結果を宮内省に下達し、十三日に出庫して支給せよ。ただし、別に設定した田地から支給する場合には、その旨を文書によって勘解由使に通達せよ。各官司で労役に従事する者の食料は、毎月十六日に太政官に申請し、二十日にその結果を民部省に下達し、二十二日に出庫して支給せよ。もし雪や雨が降った場合は、そのつど日を改めよ。

120 紙筆条

〔案文概要〕

中央諸官司が消費する紙・筆の支給手続きに関する規定

〔現代語訳〕

中央諸官司に毎月支給する紙・筆は、中務省が数量を記録して太政官に報告し、太政官がその結果を中務省に下達し、諸官司に充当させよ。翌月分は毎月下旬に受け渡せ。

121 官年料条

〔案文概要〕

太政官が消費する物品の受け取り方法に関する規定

〔現代語訳〕

太政官と弁官が一年間に消費する様々な物品は、十二月上旬に請求書を担当官司に送付し、その後使者を派遣して受け取れ。ただし紙と筆は、図書寮が特に良いものを選び、毎月納品書と共に進上しているので、重ねて使者を派遣して受け取らせることのないようにせよ。

122 充座条

〔案文概要〕

官人の座を三年に一度支給しなす規定

〔現代語訳〕

大臣以下非常勤の官人以上の座席の敷物は、三年に一度、必要分を計算して充たせよ（詳細は掃部式を参照）。

123 考定条

〔案文概要〕

太政官の勤務評定を定める儀式に関する規定

〔現代語訳〕

(1)

太政官の年間の勤務評定結果書と昇進対象者の総合評価書は、八月一日に少納言・弁・外記・史が担当して確認・抄出し、全体の原案を作成せよ。常勤の官人の年間の勤務評定結果は十一日に大臣に報告せよ。

(2)

その儀式次第は、まず大臣以下が太政官の執務の場につく。担当の史が勤務評定結果を書き入れた短冊を納めた筥を持ち、また史一人が木簡と勤務状況報告書を持つ。外記の史生一人が丹の硯を入れた筥を持ち、少納言と五位の弁が引率して所定の位置につく。

(3)

大臣は「こちらに来るように」と言う。少納言・弁が返事をして西南の階段から昇って座につく。史が西側の階段から昇って第一間に立つ。史生は史のうしろの壇の下に立つ。短冊を持った史が前に進み、ひざまづいて筥を下に置く。短冊をとって大臣の前の机の上に置き、筥を持って退く。階段のところに立って筥を石段の上に置く。次に硯の筥を持って進み出て、同じように机の上に置いて退く。史生は筥を持って西に退いて控える。木簡と紙を持った史が進み出て木簡を少納言に渡し、紙を五

位の弁に渡す。その後二人の史はともに西に退いて控える。

(4)

少納言は、「太政官の常勤の官人の某年に勤務評定の対象となるもの、およびならないものの合計人数は〇〇名。この中で勤務評定を受けない大臣任官者〇〇名、等級をつける必要のない五位以上の者〇〇名、評価が中の上の者〇〇名。某大臣の勤務日数〇〇日、去年からの増減は〇〇日（勤務内容は読み上げない）。納言〇〇卿の勤務日数は〇〇日、去年からの増減は〇〇日」と読み上げる。

(5)

五位の弁は、「実施した政務は〇〇件、去年からの増減は〇〇件（読み上げの言葉は以下もこれと同様にする。ただし三位の者は卿と呼び、四位の者は姓を呼び、五位の者は名を先、姓を後に呼び、六位以下の者は姓を呼ばずに名を呼ぶ）、申し上げます」と読み上げる。

(6)

大臣は「よし」と言う。少納言・五位の弁はともに返事をし、五位の弁は担当の史二人の名を呼ぶ。史はともに返事をし、参入して前と同様に立つ。一人の史が進み出て硯の筥をとり、退いてもとの場所に立ち、史生を呼ぶ。史生は返事をしてすみやかに史のうしろに立つ。空の短冊の筥を史の前に置き、硯の筥を受け取って待機する。史は空の筥をとって進み出て短冊を入れて退く。もう一人の史が同様に進み出て木簡と勤務状況報告書をとって退く。終わったら史生が先に退出する。次に史が並んで退出し、その後少納言・弁が壇から降りて所定の位置につき、一礼して退出する。次に参議以上は太政官の食堂に向かい、少納言と五位の弁もそこに控える。

(7)

太政官の厨房が酒食を用意する。次に大臣以下史以上の者が謝意を表してから宴席につく（大臣は北の戸から入り、納言以下は西の廊から入る）

て南廂に並んで立つ。ただし六位は堂の下にいて西側の階段から昇る。三度酒が勧められる作法の後に参議以上は席を立てて東の廊につく。しばらくして北の戸から入り、二次会の宴席につく。少納言・弁は南廂に控える。三巡酒が勧められた後、史生を呼ぶ。史生は庭中に並んで立ち、謝意を表して座につく（その座は西の庁舎の東廂にある）。次に内記と近辺の諸官司を呼ぶ（中務・民部・宮内・勘解由使である。その座は西の壁のところにある）。次に雅楽寮が音楽を演奏する。この間に冠の飾りを進上する。次に出席者名簿を提出する。その後退出する（詳細は儀式書を参照）。

(8)

非常勤の勤務評定は、十二日に少納言、五位の弁、外記、史が定めよ。雑役に従事する使部の勤務評定も同様に後日定めよ。

124 禄法案

〔案文概要〕

太政官での人事関係の儀式における給与額のリスト

〔現代語訳〕

位階が授与される者を大臣が確認点検する儀式と、太政官の勤務評定を行う儀式の際に支給される賞与は、太政大臣は商布七〇〇段、左右大臣はそれぞれ五〇〇段、大納言は四〇〇段、中納言は三〇〇段、三位の参議は二五〇段、四位の参議および左右大弁は二〇〇段、少納言・中少弁は一五〇段、外記・史は一〇〇段（内記もこれに準じる）、史生は三〇段、官掌は二〇段、内記の史生は一五段、召使は一〇段、使部は二段、直丁は一段。

125 諸司考文案

〔案文概要〕

中央諸官司・畿内国司の勤務評価・昇進評定文書の処理手続きに関する規定

〔現代語訳〕

中央諸官司および畿内国司の常勤の官人の勤務評価・昇進評定書は、十一月一日に弁官に提出せよ（詳細は儀式書を参照）。その後同日に弁官が集計して全体の目録を作成し、太政官に報告して式部省・兵部省に下達せよ。太政官の常勤・非常勤の官人の勤務評定結果もついでに下達せよ。中央諸官司および畿内諸国の非常勤の官人の勤務評定結果は、十月二日に集めて式部省・兵部省に送付せよ。

126 諸国考文案

〔案文概要〕

諸国の政務報告文書の提出手続きに関する規定

〔現代語訳〕

諸国の勤務評定関連文書やその他の政務報告文書は、朝集使に託して十一月一日に弁官に提出することは、中央諸官司と同様にせよ（詳細は儀式書を参照）。その後弁官が集計して全体の目録を作成し、太政官に報告してまた式部省・兵部省に下達することは、前条の例と同様にせよ。非常勤の官人の勤務評定結果は十一月二日に式部省・兵部省に送付せよ。

127 列見案

〔案文概要〕

位階が授与される者を大臣と面会させる儀式に関する規定

〔現代語訳〕

中央諸官司の官人で勤務評定の対象となる者と、勤務を重ねた結果位階

の授与の対象となった者の人数は、中務省・式部省・兵部省が二月十日に太政官に報告せよ。位階の授与の対象となった者は、式部省・兵部省がそれぞれ中央諸官司の主典さかん以上の者を引率せよ。十一日に大臣に引き合わせ、二省は名簿によって結果をその者に唱え聞かせよ。もし二省による評定の結果に疑義がある場合は大臣がみずから筆をとって修正せよ。その他の儀式次第は勤務評定を行う儀式と同様にせよ（詳細は儀式書を参照）。非常勤の官人は式部省・兵部省の庁舎で結果を唱え聞かせよ。

128 擬階案

〔案文概要〕

勤務を重ねた結果与える位階の案を上奏する際の手続きに関する規定

〔現代語訳〕

式部省・兵部省が勤務を重ねた結果与えられる位階の候補を記した短冊を提出する際には、それぞれ事前に帳簿を作成し、三月中に外記げきに提出せよ。外記は集計して上奏するための文書を作成し、参議以上の署名を求めよ。四月七日に大臣以下がともに引率して上奏せよ（詳細は儀式書を参照）。

129 位記請印条

〔案文概要〕

六位以下の位階の証書への押印手続きに関する規定

〔現代語訳〕

式部省・兵部省が蔭位の制や勤務を重ねた結果によって授与される位階の証書への押印を請求する際には、先に二〇枚まで押印させ、その後あらためて日を選定し、参議が弁官の執務室で押印を終わらせよ（使用する丹にしかわや膠などは事前に請求し受け取る）。

130 位記召給案

〔案文概要〕

位階の証書への押印と本人に授与する儀式に関する規定

〔現代語訳〕

勤務を重ねた結果として位階を与える際には、新しい位階の案を書いた短冊を奏上した後、事前に位記を書いておき、式部省は四月十日、兵部省は十三日に押印を求めよ。十五日に大臣以下が朝堂の座につき、二省が位階を与えられる者を引率して所定の位置につき、五位の弁べんが宣命せんみょうを読み上げよ（内記ないきが宣命の文を提出し、外記げきがその文を受け取って読み上げる弁に渡す。郡司を任命する際も同様にする）。その後位階を与えられる者は返事をして拝礼を行え（郡司を任命する際も同様にする）。二省はかわるがわる名を呼んだ上で証書を授与せよ。太政官の庁舎で授与する際も同様になせよ（詳細は儀式書を参照）。もし日程が賀茂祭と重なった場合は、他の日に改めよ。

131 任郡司案

〔案文概要〕

郡司の任用手続きに関する規定

〔現代語訳〕

諸国が選抜して報告してきた郡司の大領だりょう・少領しょうりょうの候補者は、式部省が口頭試問を行い結果を文書にまとめ、先に大臣に報告して奏上せよ。その後式部省が位階の証書を作成して押印を請求せよ。その後太政官の庁舎で式部省がまず証書を授与し、その後任命される者の名を読み上げることは通常の任官儀式と同様にせよ（詳細は儀式書を参照）。

132 出雲国造条

〔案文概要〕

出雲国造の任用手続きに関する規定

〔現代語訳〕

出雲国造を国司が通例にのっとりて選抜し報告してきたら、諸国の郡司を任命する儀式と同様に太政官の庁舎で任官儀式を行え。宣命を読み上げ位階を授与する際の儀式も通例どおりとし、禄を与えよ。その後五位の弁と史それぞれ一人が神祇官に赴き、国造に下賜物を渡せ。国造は国に帰還し一年間斎戒し、その後国司が国造を引率して朝廷に赴き、天皇への祝いの言葉奏上せよ。その際にはまず京外の適当な場所であらまて献上物を整え、神祇官に報告して事前に吉日を選定し、太政官に報告して奏上し、通例にのっとり献上せよ。二度目の斎戒の際も同様にする。当日は史二人が朝堂院に入り、献上物の数を確認し、通例にのっとり担当官司に分配せよ。〔詳細は神祇式と儀式書を参照〕。

133 新曆条

〔案文概要〕

曆の奏上と配布に関する規定

〔現代語訳〕

陰陽寮が翌年の曆を作成しおわたたら、中務省は十一月一日に奏上せよ。中央・地方の諸官司に配布するための曆は少納言に託して大臣に渡させ、大臣は弁官に転送し、諸官司に配布させよ。

134 鼓吹条

〔案文概要〕

鼓笛の演奏の教習に関する規定

〔現代語訳〕

兵庫寮は管下の鼓笛の演奏を職掌とする技術者集団を招集し、十月から翌年二月までの間、演奏の教習を行え。最初に演奏を開始する日は、兵庫寮は事前に太政官に申請し、太政官は陰陽寮に命じて日程を選定させ、その後少納言が奏上せよ。教習期間が終了したら、右弁一人・史一人と兵部省の輔・丞・録それぞれ一人が兵庫寮に赴き、実技試験を行え。〔詳細は兵部式を参照〕。

135 断罪文条

〔案文概要〕

刑部省が作成する判決文の処理手続きに関する規定

〔現代語訳〕

刑部省が提出する判決文は二通作成せよ。十月四日に弁官に提出し、その日に史が公卿に口頭報告せよ。外記が再度確認して上奏文書を作成し、二十日より前に奏上せよ。流罪以上の罪と官位の剥奪を伴う罪がこれに該当する。上奏がそのまま承認されるか、天皇の判断により減刑がなされれば、その旨を刑部省の判決文の後に記し、押印せよ。その後弁官に送付せよ。一通は弁官に留め置き、一通は刑部省に下達する。

136 四度公文条

〔案文概要〕

地方行政の報告書類の受理に関する規定

〔現代語訳〕

地方行政の報告書類が太政官に提出された際には、目録と照合し、もし書類がそろっていないければ、報告書類を受理せず返却せよ。

137 調庸帳条

〔案文概要〕

税物の集計報告書を上奏する規定

〔現代語訳〕

諸国の税物の集計報告書が太政官に提出されたら、太政官は数か国をあわせて目録を作成し、少納言が上奏せよ。

138 四度使条

〔条文概要〕

諸国からの各種行政文書の提出の任務を負った使者への罰則に関する規定

〔現代語訳〕

諸国の地方財政報告書、人口集計書、地方政務一般に関する文書を運ぶ使者が、道の途中で事情により遅れて期限を過ぎた場合は、その国の証明書がなければ、法にもとづき処罰せよ。贖罪として徴収した財物は刑部省に収納せよ。税物を運ぶ使者は、都に滞在している他の任務を負った使者に任務を任せることをしてはならない。もし違反した場合は、法に基づき取り調べ処罰せよ。

139 公文進官条

〔条文概要〕

諸国から提出される文書の受理手続きに関する規定

〔現代語訳〕

諸国の人口集計書、地方政務一般に関する文書、地方財務報告書とその関連書類は、太政官に提出された後、受理した旨を書き付けて文書管理部局に送付せよ。文書を運んできた使者とその下僚が、二か月以内に文書管理部局に来なかった場合は、そのまま担当官司に送付せよ。

140 公文下省条

〔条文概要〕

諸国の提出文書の確認を民部省が遅延した場合の規定

〔現代語訳〕

諸国の使者が運んできた文書を民部省に送付した後、民部省が正当な理由もなく手続きを進めずに使者を困らせた場合は、その事情を聴取した上で処罰せよ。

141 文殿雑書条

〔条文概要〕

太政官の文書管理部局の書類を部局外に出さない規定

〔現代語訳〕

太政官と左右弁官の文書管理部局に保管している様々な書類は、建物の外に出してはならない。

142 厨家条

〔条文概要〕

太政官の厨房の出納に関する規定

〔現代語訳〕

太政官の厨房に保管している様々な物品は、担当の外記・史が諸々の官司とともに出納せよ（諸々の官司とは、監物と主計寮のことである）。

143 造館舎条

〔条文概要〕

太政官の庁舎の修繕に関する規定

〔現代語訳〕

太政官の庁舎の修繕を行う部局（太政官の政務を行う庁舎、弁・外記の詰所、大臣の宿所、厨房などである）は、担当責任者の少納言・弁・外記

史、およびその下で働く太政官・弁官の史生それぞれ一人が、二年を任期として二月に交替せよ。担当責任者はまず破損状況を確認し、それにしたがって必要物品を差配せよ。修繕箇所には随時監査を行い、任務を全うできていない者がいたら、任期の満了をまたずに交替せよ。

144 文殿公文条

〔案文概要〕

弁官の文書管理部局の担当官人に関する規定

〔現代語訳〕

左右弁官の文書管理部局の事務を担当する史一人は、任期を定めない。その下で働く担当者の左右弁官の史生それぞれ二人は、毎年二月に交替せよ。

145 厨家別当条

〔案文概要〕

太政官の厨房の担当官人に関する規定

〔現代語訳〕

太政官の厨房の担当責任者は、少納言・弁・外記・史それぞれ一人。またその下で働く官人は、太政官および左右弁官の史生それぞれ一人。一年を任期とし、二月に行われる位階授与者を大臣が確認点検する儀式の後に交替せよ。

146 例進地子条

〔案文概要〕

太政官の財源の田地賃貸料に関する規定

〔現代語訳〕

諸国が毎年太政官の財源として納入する占有有益者のいない田地の賃貸

料は、担当官司に命じて毎年七月より前に納入状況を報告させ、それに応じて督促状を下達して納入を催促させよ。

147 拘留返抄条

〔案文概要〕

太政官の財源の田地賃貸料を未納した場合の規定

〔現代語訳〕

諸国が毎年太政官の財源として納入する、占有有益者のいない田地の賃貸料としての米や、それを用いて調達する様々な物品について、未納がある場合には、中央へ提出する財務報告書等の受領証の発行を差し留めよ。

148 葉分稻条

〔案文概要〕

施薬院の財源に関する規定

〔現代語訳〕

施薬院の財源として諸国に運用を委任した稲については、申請があつたとしても、減額を認めない。

149 施薬院別当条

〔案文概要〕

施薬院の統括者に関する規定

〔現代語訳〕

施薬院の統括責任者は、藤原氏一人と外記一人より採用せよ。これらの者は交替の際に、交替事務完了証明書取得は不要とする。

150 薨卒条

〔案文概要〕

五位以上の者が死亡した際の文書手続きに関する規定

〔現代語訳〕

五位以上の者の死去については、外記が毎月書類を作成して、翌月の二日に弁官に送付せよ。弁官は担当官司に文書にて通知せよ。もし外記が作成した書類に漏れがあったら、弁官の判断で文書に記載せよ。

151 勘籍条

〔案文概要〕

新たに官人になる者についての戸籍照合作業に関する規定

〔現代語訳〕

はじめて官僚機構に出仕することになった者に対する戸籍の身元確認において、提出された書類の記載に問題があった場合は、その者が特に優れた者でなければ、たやすく訂正・再照合の作業を行ってはならない。

152 年終帳条

〔案文概要〕

中央諸官司の決算報告書に関する規定

〔現代語訳〕

中央諸官司の決算報告書は、正月二十一日に提出せよ。ただし管下の諸官司の分については二月二十一日に提出せよ。年号の下には十二月三十日と注記し、受理した旨を表紙に記した上で勘解由使に送付せよ。

153 校書内豎条

〔案文概要〕

太政官の指示に従う内裏内の機関に関する規定

〔現代語訳〕

内裏内の典籍保管機関と宮中の雑用係管轄機関は、太政官や弁官の指示にも従え。

154 奏事諸司

〔案文概要〕

葬儀に関与した者が天皇に近侍するのを禁ずる規定

〔現代語訳〕

上奏を行う諸官司や内裏にて仕える者は、葬喪の事に関与したり、弔問したりしてはならない（忌み慎む期間は神祇式を参照）。

155 葬官条

〔案文概要〕

親王・大臣などが死亡した場合の弔問に関する規定

〔現代語訳〕

親王や大臣が死去した際には、葬儀の準備等を行う装束司と墳墓の造営を担当する山作司を任命せよ（あるいは小規模な準備を行う主行所、造営を行う山作所を任命する。その差は生前の地位の高さによる。詳細は薨葬記を参照）。葬儀の日には、天皇の使者二人（一人は天皇の弔意を伝える詔書を持参し、一人は死後に追贈する位階の証書を持つ。もし位階の追贈がない場合には、一人は故人への贈り物を持つ。その数量や使者の位階は故人の地位による）が故人の邸宅に赴いて弔問せよ。中納言以上および天皇の妻のうちの妃・夫人が死去した場合の弔問もこれに準拠せよ（詳細は儀式書を参照）。

延喜式卷第十一

延長五年十二月二十六日

外従五位下行左大史臣阿刀宿祢忠行

従五位上行勳解由次官兼大外記・紀伊権介臣伴宿祢久永
従四位上行神祇伯臣大中臣朝臣安則
大納言正三位兼行民部卿臣藤原朝臣清貴
左大臣正二位兼行左近衛大将・皇太子傅臣藤原朝臣忠平

参考文献

- 石尾芳久 「太政官と公坐相連」(『日本古代の天皇制と太政官制度』有斐閣、一九六二年)
- 井上光貞 「太政官成立過程における唐制と固有法との交渉」(『井上光貞著作集』二、岩波書店、一九八六年、初出一九六七年)
- 大隅清陽 「延喜式から見た太政官の構成と行事」(『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出一九九〇年)
- 大隅清陽 「弁官の変質と律令太政官制」(『前掲『律令官制と礼秩序の研究』、初出一九九一年)
- 岡田莊司 「平安前期の神社祭祀の公祭化」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年、初出一九八六年)
- 鈴木琢郎 「造館舎所考」(『日本古代の大臣制』塙書房、二〇一八年、初出二〇〇九年)
- 下向井龍彦 「官底」(『ことばの文化史』中世4、平凡社、一九八九年)
- 曾我良成 「太政官政務の処理手続」(『王朝国家政務の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九八七年)
- 谷口昭 「統文致」(『法制史研究』二二、一九七二年)
- 玉井力 「平安時代の除目について」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九八四年)
- 中田薫 「養老令官制の研究」(『法制史論集』三上、岩波書店、一九四三年、初出一九九〇年)
- 野村忠夫 「弁官についての覚え書」(『律令政治と官人制』吉川弘文館、一九九三年、初出一九六九年)
- 野村忠夫 「九世紀後半の弁官について」(『前掲『律令政治と官人制』、初出一九七一年)
- 橋本義則 「外記政」の成立」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出一九八一年)
- 橋本義彦 「太政官厨家について」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九五三年)
- 早川庄八 「律令太政官制の成立」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年、初出一九七二年)
- 古瀬奈津子 「宮の構造と政務運営法」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八四年)
- 古瀬奈津子 「昇殿制の成立」(『前掲『日本古代王権と儀式』、初出一九八七年)
- 森田悌 「太政官制成立の考察」(『日本古代律令法史の研究』文献出版、一九八六年、初出一九七九年)
- 森田悌 「太政官制と政務手続」(『前掲『日本古代律令法史の研究』、初出一九八二年)
- 八木充 「太政官制の成立」(『律令国家成立過程の研究』塙書房、一九八八年、初出一九六三年)
- 柳雄太郎 「太政官における四等官構成」(『律令制と正倉院の研究』吉川弘文館、二〇一五年、初出一九七五年)
- 吉川真司 「律令太政官制と合議制」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出一九八八年)
- 吉川真司 「律令官僚制の基本構造」(『前掲『律令官僚制の研究』、初出一九八九年)
- 吉川真司 「勅符論」(『前掲『律令官僚制の研究』、初出一九九四年A)
- 吉川真司 「申文刺文考」(『前掲『律令官僚制の研究』、初出一九九四年B)
- 吉川真司 「外印請印考」(『前掲『律令官僚制の研究』、初出一九九五年)
- 吉川真司 「王宮と官人社会」(『列島の古代史3 社会集団と政治組織』岩波書店、二〇〇五年)
- 渡邊誠 「俸料官符考」(『史学雑誌』一一四・一、二〇〇五年)
- 渡邊誠 「大臣大饗と太政官」(『九州史学』一五六、二〇一〇年)
- 〔付記〕本稿は人間文化研究機構基幹研究プロジェクト「総合書物学」ユニット「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」およびJSPS科研費16103485による成果の一部である。
- (宮内庁書陵部編修課・国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇二〇年四月九日受付、二〇二〇年八月二〇日審査終了)